

令和 8 年第 2 回定例会議事日程（第 3 号）

令和 8 年 6 月 16 日（火）

午前 10 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

新 保 祐 介 議 員

丸 谷 宏 一 議 員

太 田 文 則 議 員

是 石 利 彦 議 員

岸 本 加代子 議 員

令和8年第2回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 令和8年6月16日
招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
開 会 6月16日 10時00分

応 招 議 員 1 番 新保 祐介 6 番 横川 清一
2 番 丸谷 宏一 7 番 是石 利彦
3 番 角畑 正数 8 番 岸本加代子
4 番 向野 倍吉 9 番 矢岡 匡
5 番 太田 文則 10番 山本 定生

不 応 招 議 員 なし
出 席 議 員 応招議員に同じ
欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121	町 長 花畑 明	福祉保険課長	別府 真二
条の規定により説明	副 町 長 和才 薫	子育て健康課長	梅林 正典
のため会議に出席し	教 育 長 若山誠一郎	吉富あいあいセンター所長	
た者の職氏名	未来まちづくり課長	上下水道課長	軍神 宏充
	危機管理室長	建 設 課 長	守口 元子
	総務財政課長	地域振興課長	石丸 順子
	奥本 仁志	教 務 課 長	太田 恵介
	住 民 課 長 南 博己	ふるさと納税推進室長	高尾 広篤
	税 務 課 長 奥本 恭子	吉富保育園長	
	会計管理者	吉富幼稚園長	
	検査会計室長		

本会議に職務のため 事 務 局 長 中家 立雄
出席した者の職氏名 書 記 奥田 真孝

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、新保議員、丸谷議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（山本 定生君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は事前通告に沿い、質問箇所を明確にしてください。

一般質問では、個人の思想的な考えや個人の思いに感情的な意見と、また、それに基づく表現が言葉として発せられることが時折見受けられます。議場は、法と条例の下での審議の場でありますので、憶測やうわさなど具体性や真偽が不明なものに関する発言、通告の範囲を逸脱した発言、関係者の名誉や信用を著しく傷つけるおそれのある発言は、厳に慎んでいただくとともに、相応の責任が伴うことについて十分御留意ください。

また、執行部の反問について、本町議会には反問権の規定がありません。質問に対し、より明確・的確に答弁するためにやむを得ず質問内容を確認したい場合は、必ず議長の許可を得てから行ってください。

良識を持ち、発言者の責任の範囲を十分理解の上で発言していただくことを、議場議事責任者として皆さんに申しつけます。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また、答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に表示されますので、消費時間を確認し厳守してください。

新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 議席番号1番、新保祐介です。通告文に沿って質問に行く前に、質問に入る前に一言申し上げたいと思います。

先日、辺野古沖の転覆事故で亡くなられた17歳の女子高生の知華さんのことを思うと悲しみは尽きません。この問題は単なる海難事故として片づけることはできません。政治的な運動に未成年者が巻き込まれ、安全管理や説明不足の中で起きた重大な事案です。謝罪して終わりではな

く、責任の検証と再発防止を徹底して問う必要は継続してほしいと願っております。亡くなられた知華さんの御冥福をお祈りし、御遺族に心からのお悔やみを申し上げます。

それでは、通告に伴い一般質問を行います。

認可保育所への公金支出に係る町の確認責任と透明性の確保について。

認可された就学前教育・保育施設は、子どもたちの保育を支える重要な施設であり、子どもたちのために必要な公金であるからこそ、その使途、契約、運営体制、関係者への支出については、町として町民に対する十分な透明性と説明責任が求められます。つくしんぼ保育所の運営に対しては、既に町民から疑念を持たれており、町としての確認体制と説明責任がより強く求められると考えております。

そこで今、少し始める前にこのような事案がいろいろあったということでちょっと御説明したいんですけれども、テーブルのほうにお配りしておりました、こちらの資料になります。

まず、こちらは令和6年のときに私が答弁のほうでお伺いした質問内容等含め、執行部からの答弁の返答になります。認可補助金申請手続への現職議員の関与と。町は、現職議員B氏が、社会福祉法人わつなぎ会の事務を担当する職員として、認可申請や補助金申請など一連の事務手続に深く関与していたと答弁しております。町は当時、担当職員への聞き取り結果として、ハラスメントの認識はなかったが、一方、議員同席というプレッシャーはあったと答弁しております。

2つ目、工期遅延と近隣への対応。園舎の整備は、令和4年度内の完了予定から令和5年度へとずれ込み、補助事業も翌年度へと繰り越し、町は資材不足とアスベスト調査の長期化を主な遅延要因として説明しております。なお、工事雨水排水の方法など近隣からの要望があり、関係車両による私道利用による苦情があったとも町は答弁しております。

3番目、園舎の一部が計画地外への越境。園舎の完成後に登記段階で建物の一部が計画地ではない隣接する個人所有地に建物が越境していたことが判明。町は、事前報告によるものではなく法人と施工業者はいずれも工事中に気づかなかったと答弁しております。町は、当該隣接地の所有者は現職議員の御主人であり、土地所有者の承諾、地上権設定、敷地変更届等の手続はスムーズに行われたと答弁しております。

4つ目、令和6年度の指導監査で多数の指導事項。指導事項は30項目弱、うち県の正式な監査結果通知は約10項目と聞いております。町は他園と比べても異常に多かったと答弁しています。衛生管理、防災避難、事故対応マニュアル未整備、保健計画未完成、個人情報保護方針の未制定、虐待担当者の未設置などについて、町が早急な改善を求めています。

5つ目、保育所用地の賃料が約5倍への増額。保育所用地の賃料が月額3万1,000円から約15万円と増額。年額の換算では、約37万円から約180万円となり、年間約140万円の増加となっています。町はこの増加を県との指導監査で初めて把握しています。監査当日は不動

産屋に聞いた適正価格との口頭説明があり、根拠資料はなく、その場で提示されなかったと答弁しています。

以上の流れを踏まえた上で、質問に入らせていただきます。

(1) 指導監査及び改善状況について。

1、現在、町及び県が指導、改善を求めている事項は何項目あり、そのうち改善済み、継続確認中、未改善はそれぞれ何件ですか。簡潔にお答え願えると助かります。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 初めに、お配りされた資料についてですが、この内容は私が答弁したことに間違いございません。

まず整理しておきたいのは、認可保育所は、子どもたちの安全、保護者の安心、そして本町の子育て環境に直結する大変重要な施設であります。町としましても、つくしんぼ保育所が認可に向けて動き出した当時、待機児童の解消、子育て支援のさらなる充実、そして子どもたちの受皿を確保するという公益目的の下、県とも協議を行いながらできる限りの対応に努めてまいりました。その意味では、町としては、子どもたちのため、町民のためという善意を前提に関係者の皆様と向き合ってきたものでございます。そのことを前もって説明した上で、御質問にお答えいたします。

まず、つくしんぼ保育所については、令和5年7月に認可を受けて以降では、現在までに令和6年度と7年度の計2回の指導監査を実施していますので、その結果に基づき、件数等を御報告いたします。

初めに、令和6年度の指導監査では、認可後初めて実施したとはいえ、町で把握する限り、指導項目が27項目もあり、そのうち福岡県からは9項目が正式な指導項目の結果として通知を受けております。このことは町としても看過できない重大な事案であると捉え、その年度に受けた指導項目については、町からの指導や度重なる抜き打ち検査を重ね、令和6年度中に全ての項目の改善確認を行っております。

また、令和7年度は新たに20項目の指摘事項があり、そのうち福岡県からは7項目が正式な指導項目の結果として通知を受けております。

結果として、令和6年度と7年度に改善を求めた指導事項は計47項目にも及び、そのうち改善済みは42項目、残り5項目については、例えば消火訓練や避難訓練などが定期実施できていなかった内容であり、これらの項目については、本年度の指導監査にて継続確認する内容として、来月7月9日に予定しています指導監査にて確認することとしております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（１番 新保 祐介君） ４７項目が４２項目にと改善されているのは、抜き打ち検査を進めてきたりとか、重ねて職員の方々の皆さんの努力と子どもたちのためにということで頑張っていたいただきました担当職員の方々、課長含め改善に努められましたことだと思いますので、私は町民を代表としてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

続きまして、２つ目の質問に参ります。衛生管理、防災避難、虐待対応体制などについて、書類上の整備及び実際の運用確認まで、町として行っていますか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） まず、衛生管理と防災避難については、町の監査項目となり、毎年確認している項目となっております。どちらの項目も、そもそも令和６年度時点ではマニュアルすら整備されていない状況でしたので、６年度中の整備を求め、改善確認を行っております。

また、虐待対応体制については、こちらは県の監査項目となり、６年度当時、マニュアルはありましたが虐待対応担当者が定められておらず、対応方法が不明瞭だったことから、同じく６年度中の改善確認を行っております。

御質問にあります実際の運用確認について、衛生管理に関しては、毎年衛生管理マニュアルに沿った形で研修や訓練を定期に実施しているかなどを確認しております。監査時には県とともに書類確認だけでなく、保育所内の巡回確認も行っており、衛生的に問題がないかなどもしっかりと確認しております。

次に、防災避難に関しては、昨年度の指導監査において町より厳しく指導した項目となっております。具体的には、毎月の実施が義務づけられた避難訓練や消火訓練が未実施だったため、規定に基づき必ず実施するよう改善要求したものであり、こちらは本年度の指導監査にて改めて確認する項目となります。

また、虐待対応については、具体的内容を運営規定に記載するように定められております。こちらは県の監査項目ではありますが、町としても、虐待事案は町民からの信頼を失墜しかねない重大な事案であると捉えております。特に直近では、昨年１０月に発覚しました田川市での保育士による児童虐待事案を踏まえ、その翌月１１月にはつくしんぼ保育所だけでなく、公立・私立を含め、町内４園全ての保育所を巡回し、児童虐待の未然防止や発生時の対応等について、担当者よりヒアリングを行い、運用確認も行ったところです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（１番 新保 祐介君） ということは、始まった当初は命に何か危険があった可能性もないことはなく、そんな可能性もあったのではないかと思います、事故も何もなく進んでいたことを胸をなで下ろしているところでございます。

では続きまして、次の質問に参ります。

(2) 土地賃料の妥当性と契約の透明性についてです。

土地賃料が、年額約37万円から年額約180万円と大幅に増額されていた件について、その後、賃料増額の根拠資料をどこまで確認しましたか。また、町としてどのように判断しましたか。

議長、ちょっと今その前に一つ御説明したい部分がありますので、フリップで御説明することをお許しいただけますでしょうか。

○議長(山本 定生君) はい。

○議員(1番 新保 祐介君) 今、公金というものは、国、県、吉富町といった税金等々を含めたそういったところのお金が入ったものがつくしんぼ保育所を子どもたちのためにということで入ってくるお金になります。運営母体はこの社会福祉法人わつなぎ会という形になるんですけども、そちらのところから、こちらの2つ合わせたところから、つくしんぼ保育所の土地は所有をされている方が議員B氏の御主人の土地になります。そちらの値段が爆上がりしているというところでのちょっと懸念しております。

もう一つ申し上げますと、わつなぎ会の事務員にこちらの議員B氏が働いておるというところでございます。議員B氏は御夫婦の関係性であるためにこんな図になっております。

ひとまずこれをしまっていて、これでちょっと質問のほうに入らせていただきます。

ではこのまま聞いていきたいんですけども、この1番目の質問、町としてどのように判断したかお聞かせ願いますでしょうか。

○議長(山本 定生君) 子育て健康課長。

○子育て健康課長(梅林 正典君) 御質問の土地賃料については、これは施設の経理であり、県の管轄となるため、昨年度の指導監査において県より指摘があったものとなっております。議員の資料にも記載がありましており、町としてもこのときの指導監査で初めて知った内容となり、保育所側からの当日の回答としては、不動産屋に聞いた適正価格としたという口頭説明のみであり、その根拠資料やどここの不動産屋などの具体的な説明はございませんでした。その後、県からの正式な監査結果の通知では、つくしんぼ保育所に対し、根拠が不明のため根拠となる資料を提出するよう指導がなされております。

施設の経理については、保育所の安定した運営に関わる重要な事案であると同時に、公金という町民の皆様からの税金を得ながら保育所運営を行っていることに対して、法人としての意識の低さは否めないものと考えます。

なお、その後、根拠となる資料を町でも確認いたしましたが、その資料に記載されている内容が適正なものなのか、妥当性・客観性のある価格かどうかについては、本件自体が県の監査項目であり、町としての見解を述べるものではないため、ここでの答弁は控えますが、一般的に考え

れば、その価格が適正かどうかは別にして、ある月から急に約5倍ともなる賃料の見直しが行われたという事実は、誰が見ても疑問に残る部分として感じているところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） お伺いします。県の監査のときにその話をお伺いしたと、昨年。今も答弁いただいておりますが、そのときの県の監査の方は、この値段を聞いてどういう反応を示していたんでしょうか。別に何も気にしていない感じなんじゃないんでしょうか。それとも驚きとかそういういったものがあつたんでしょうか。お聞かせ願えればと思います。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） そのときの状況ということですが、指導監査では町も県も、お互いの担当部分を粛々と監査しているものでございます。土地賃料を疑問に感じたときの県の反応ということですが、私が見る限りでは、一旦手が止まったと申しますか、町側もこれは何かあつたのかなということが一瞬で分かるような県の担当者の反応だったことは今も覚えております。

また、指導事項を県が町側に見せてくるようなことは通常あまりないことですが、そのときに限っては、町側にも書類まで見せてきて説明をされたということも記憶しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ありがとうございます。そんな手が止まるなんていうような反応を示すということはなかなかないんでしょうし、そこに課長も反応されたんじゃないかと思いますが、後ほどちょっとそれも含めてお話ししたいと思います。

そしたら続きまして2番目、土地代は通常水準に戻したという保育所側の説明に対し、町は近隣相場、複数の不動産評価、理事会での協議内容等はどのように確認しましたか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 先ほども申しましたとおり、施設の経理は県の監査事項となるため、県において確認し、何らかの判断を下すべき事案であると考えており、町において、近隣の相場や複数の不動産評価などについて独自の調査などは行っておりません。

なお、土地賃料の値上げに関する内容は、つくしんぼ保育所でいえば経営主体である社会福祉法人わつなぎ会の理事会において審議されることから、昨年度の指導監査の場で県とともに理事会の議事録を確認いたしております。しかしながら、その理事会における議事の中では、土地賃料の値上げそのものを一つの議案とはしておらず、予算審議の中で補足説明にとどまる程度でありました。町としては、保育所の運営に重大な影響を及ぼす重要な案件であると考えており、本

来であれば個別の議案として慎重に審議すべきであったと思いますが、法人にとってはその程度の認識でしかなかったということについては、町との見解の違いが大きくあるように思いますし、非常に残念に感じております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ゆゆしき問題ではございますが、ちょっと感想は述べず、3番目に参りたいと思います。

公金が運営費として投入される施設である以上、契約内容や賃料の妥当性について、町はどの程度まで確認すべきと考えていますか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） まず、認可保育所は、地域社会と密接に関わる公共性の高い施設であり、その大半が公金、すなわち町民の皆様からの税金によって支えられている施設である以上、その運営に関する透明性や適正性の確保は極めて重要であります。

また、認可当初はたとえ財政状況の見通しが立たなかったとはいえ、ある月から急に約5倍にも跳ね上がった土地賃料となったことは、先ほども申しましたとおり、一般的に考えても誰もが疑問を抱いて当然であり、その説明が当初明確に行われなかったことは大変に信頼性を欠く事案であったと認識しております。

このことについて、保育所は説明責任を果たすことはもとより、透明性の確保は厳守すべきものであると考えますので、最終的には県の判断にはなりますが、値上げに至った経緯やその妥当性について、県に対ししっかりと誠意を持って対応する必要がある、町としてもそのことは注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） そしたら3番目の質問に参ります。

監査・調査時における説明者の立場と権限について。

県・町の監査の場において、親族である現職議員B氏が土地賃料に関する説明を行ったとされますが、町は当該議員B氏をどのような立場の説明者として認識していましたか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） まず、指導監査では、主に保育業務は現場で従事をする園長先生や主任保育士、事務や経理については事務職員や経理担当者に何うことが基本となるため、土地賃料の指摘については、経理に関する内容であり、確かに法人の事務職員である議員から説明が行われたものでございます。

なお、このときの指導監査は、認可後2度目であり、2度とも園長先生をはじめ、主任保育士や経理担当者とともに、法人職員として議員も同席の下、実施をしています。説明者の立場について、町としては議員であるのと同時に、土地賃料に係る関係者でもありましたので、その点での認識は当然持っておりましたが、あくまで保育所の指導監査として保育所の運営に関わる職員の皆さんが理事長の委任を受けて出席したものとみなし、その相手が議員や土地賃料の関係者であったとしても割り切って対応したところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） これ理事長は何をしていたんでしょうね。ちょっとよく分かりにくいんですけど。

②の質問に参ります。

町は、当該議員B氏の説明権限において、理事長からの委任、職務分掌、理事会議事録等によって確認しましたか。また、誰がどの立場でどのような内容を説明したのか、記録として残っていますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） まず、説明権限についての御質問ですが、説明者には、保育所の運営に精通した園長先生をはじめとした職員の皆さんが同席すべきであると思っております。特に、町や県からの質問に対しの確にお答えいただかないと指導監査自体が成り立たないため、町としても、運営に熟知した方が出席すべきであると考えております。

なお、指導監査の一連の書類は、事前に町でもしっかりと目を通した上で当日の監査に臨むため、出席された方が、その法人または保育所の職員であり、説明権限がある方かどうかは事前に確認した中で監査を行ってまいります。

また、町として誰がどの立場でという御質問ですが、町としてはどの保育所も同じ考えですが、指導監査に出席された方は当然理事長からの委任により認められた方であると考えていますし、その方は保育所を代表して説明をされているという認識でおりますので、説明者が誰であったかも把握していますし、町や県の質問や確認に対し、実施できているかできていないか、そしてどのような対応であったかにも重点を置いて、その結果をまとめたものを記録として残しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ということはつまり、理事長がいなくてもこのような議員B氏が事務員として対応しましたということになると、町側としては理事長と同じ権限を持つにひとし

い方が出てきたという認識で合っていますか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） まず、昨年度の指導監査においては、理事長も同席の下、指導監査を実施しております。ただ、令和6年度、認可後初めて監査をした令和6年度の指導監査においては、理事長不在の下、実施をしておりますので、理事長が必ず同席しなければならないというものではございませんが、当然その保育所を管理運営する立場として同席していただきたい、するべきではないかというふうに町としては思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ちょっとずれているかもしれませんが、代理で出た方がいわゆる具体的に話すということになりますと、その方は理事長ではないけれども代表として出てきている以上は理事長の権限を持つような感じとと思っているんですけれども、そういう認識で合っていますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） その認識で間違いございません。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） そしたら4つ目の質問に参ります。

今後の町の対応と説明責任についてお伺いいたします。

今後、改善が不十分である場合、町として文書指導、追加調査、県との再協議、第三者確認など、どのような段階的に対応を取ることができるのかお伺いいたします。

○議長（山本 定生君） 新保議員、③はなしでよかったの。飛ばしてよかったですか。

○議員（1番 新保 祐介君） はい。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 指導監査において、例えば重大な過失があった場合に、町だけの判断で対応するものではなく、認可はあくまで福岡県知事が行いますので、県と連携協力して、保育所が適切かつ安全な運営により保育が行えるように、まずは指導助言を継続していくものと考えております。この段階的対応という面では、過去にも行ってきましたが、特に優先度や重要度が高いと判断した指摘事項については、町より文書指導や是正勧告により必要に応じて改善計画の提出を求め、順次改善確認を行っております。

また、度重なる抜き打ち検査による追加調査なども行ってきた経緯がありますので、段階的対応は図れており、今後も必要に応じ、県にも相談しながら粘り強く対応していくことが町に課せられた大切な責務であると考えております。

なお、御質問にあります第三者確認について、指導監査では町と県が定められた指導方針に沿って適正に実施しており、必然的に県とは指摘事項の確認及び連携は図れていますが、町民の皆様から、先ほど言われるような疑義が生じている以上、町として透明性を確保することは当然であり、客観的に課題を整理する意味でも指標の一つとなるものだと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（１番 新保 祐介君） そうしましたら、２つ目の質問へ参ります。

認可保育所に対する町の推薦責任及び認可した管理責任を現時点でどのように受け止めていすでしょうか。

実は、町長が認可に関わった責任を感じておりまして、以前答弁では「町の管理不足は確かに拭えない」とお言葉を発しておりました。また、「その疑念を払拭する対応をわつなぎ会及び保育所に早急に取り組むべきものだ」とも述べています。そのようなことも含めて、御回答いただければと思います。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） まず、児童福祉施設の設置認可は福岡県の権限であり、町は県に対し、保育所からの申請書類に意見書を添えて提出するため、その点においても大きな役割を担っております。当時、認可直後の突然の理事長交代や、過去２度実施した指導監査での異常なほどの指摘事項の多さ、中でも土地賃料の問題など、認可後に発覚しました数多くの課題などは、正直に申しまして、保育所の管理・運営面について、見通しの甘さやずさんな管理体制が浮き彫りになったことは非常に残念に思っております。

言うまでもなく保育所運営は、子どもたちや子育て世帯の皆様にとって必要不可欠な事業であり、こどもまんなかを掲げる本町の子育て施策において大変重要な役割を担っており、そのために毎年必ず指導監査を行っているものとなっております。今回の町の管理責任として、保育所において毎年数多くの指摘事項が上がっていることは大変に危惧しており、指導的立場にある町の責任も十分に自覚していますので、その点は真摯に受け止め、今後も指導の手を緩めることなくしっかりと課題解決に向けて対応してまいります。

また、問題となっています公金の取扱いについても、疑念を抱かれることなく、全ての町民の皆様から信頼を得られるような公正かつ風通しのよい運用に向けて、町としても全力でサポート、場合によっては指導をさせていただく所存でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（１番 新保 祐介君） 時間もなくなってきたので、スピードアップをお願いします。

今後、公金が投入される事業におきまして、同様な問題が起きることを懸念しています。現職

議員本人は、また親族など、特定の関係者との利害関係について既に町民から疑念を持たれかねない状況でございます。既に持たれている部分はありますが。町として議員本人または親族との利害関係が生じる場合の確認基準、説明基準、関与の線引き、情報公開のルールを政治倫理条例の見直しや、要望等の整備を含め制度化する考えはございますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 指導監査で指摘を受けた土地賃料の問題について、客観的に見れば、特定の関係者との利害関係が疑われると指摘されても致し方ない状況であることは、町としても十分理解しております。また、認可保育所の設立に向け、法人からは現職議員が事務職員として認可化の実務等の多くを担っていたことも、これも紛れもない事実であり、町からこのことを指摘した実績も残っており、当時現職議員本人及びその親族の方について、今後は住民の皆様から誤解を招くことがないよう運営に当たっていくことなどを記した文書のやり取りもございます。

御質問にあります、町として確認基準や説明基準などの法令整備の考えがあるのかについてですが、そもそも議員の皆様は、地方自治法や政治倫理条例等において服務規程などが明確に規定されていますし、保育所の運営に関する指導監査においては、子ども・子育て支援法や児童福祉法に基づき適正に実施をしていますので、今回のような特定の案件に対する確認基準等のルールまでは、本来であれば設ける必要はないかと考えます。

ただし、指導監査において指摘を受けた案件については、県より正式に認可を受けて運営している保育所の責任の下、法人としてしっかりと解決すべきであり、疑念を抱かれることがないよう誰が見ても納得できる仕組みづくりの構築に向け、誠意ある対応に努めていただければと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ちょっと質問になりますが、少し長くなりますけどお聞きください。この先ほどの答弁含め、私もお話ししておりますが、土地の賃料が月額3万1,000円から約15万円と約5倍、年間約180万円の増額をされたとのことで、先ほどお伺いしましたが、県の監査の担当者がその金額に対する疑問でしょうか、驚きでしょうか、手を止めたということであり、町の監査担当者にも通常見せることない資料を見せているということであるということは、通常の監査では見過ごせない極めて異例な事案だったのではないかなという気がしております。しかも県の監査に説明したのは、法人に勤務する現職議員B氏であり、賃料を受け取るのはその家族になります。これ、年額140万円の増額を承知した上でその決定や説明にその議員B氏が関わっていたのであれば、利益相反を疑われかねません。反対に、その経緯を把握していな

かったのであれば、公金の使われ方を厳しく問う議員として、法人内部の確認が十分に行われたのかが問われます。その経緯を把握していなかったのであれば、日頃から公金の使い方や契約の透明性を厳しく議場で求めてきた議員として、法人内部の公金の使われ方を十分に確認しているのかが本当に問われてきます。吉富町の政治倫理条例は、議員に対しても不正の疑惑を持たれる行為や特定の者に有利な取り計らいをしないことを求めています。また、疑惑を持たれた場合には自ら説明し責任を明らかにすることも定めております。たとえ知っていても知らなかったとしても、説明が必要な事案になると思っております。これ曖昧にはしちやいけないんですよ。しかし一方で議員を一律に排除することが現実的にはできないということも私は理解しております。

なので、ここで提案もちょっと考えたいんですけども、議員B氏本人が、家族に利益が及ぶ契約については、第三者または議員自らの価格を調べ、妥当性を確認した上でその経緯を記録として残す。加えて事前申告や意思決定への関与の整理など透明性を確保するためのルール整備を進めるべきではないのかなというふうに思っております。これに對しまして、町長または副町長に明確な見解をいただければと思います。

○議長（山本 定生君） これは質問でよろしいですね。

○議員（1番 新保 祐介君） はい。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 先に私からお答えさせていただきます。

今議員が言われた、総論で言えば議員一家に税金が流れているというような御指摘ではなかろうかなというふうに思いますが、公金の使い道の一部としてそこで勤務をする議員の職員としての給与、そして土地の賃貸借契約、議員親族の賃料として支払われているという事実に関しては、これは事実として否定できるものではございません。ただ、そのことが、先ほど議員が言われたように利益相反に当たるのかと言われれば、それぞれに解釈の違いはあると思います。職員給与と土地賃貸料に対する使途である以上はやむを得ないものではないかと考えております。

そもそも利益相反というのは、会社の経営者が自分自身の利益となるような行為を誘導し、その反面、経営する会社には不利益をかぶらせることを指しております。新保議員が疑念をお持ちのお話に関しては、想定に基づく利益相反の論理が成り立つわけですが、その疑念が払拭されることがまず第一だと思います。社会福祉法人わつなぎ会においては、そういった疑念がある以上、町民の皆様からそのようなことが思われないう、これまで以上にガバナンスを強化していただき、大切な公金により運営されているという自覚を持って、地域住民から信頼を得られるような保育所運営を行っていただきたいと期待しております。

私からは以上です。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） この場ではいかんともし難いような説明なんですけれども、私も議員を経験させていただきまして、その辺はしっかりと心にとどめおいて活動をしてまいったと思っております。議員本人がそういう疑念を抱かれている、そういうふうに感じているのであれば、御本人がまず自ら説明責任を果たすべきであるとは思いますが。そして必要とあらばこの条例の改定、制定、これも必要に応じて考えていかなければならないのではないかと今は思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ありがとうございます。そういったことも踏まえて、今後先々考えていきたいなと思っておりますが、まとめます。

7月の県の指導監査が7月9日ですかね、行われるということで、この問題が一步先に進むかどうかの大きなターニングポイントになるのではないかなと考えております。この保育所は、町長の判断の下、町が県への推薦に関わり、県が認可した大切な施設です。私も、保育所は決してなくなってはいけないというふうに思っております。町も、県に任せず必要な確認をきっちりを行い、疑念を残さない、子どもや保護者町民からも信頼される保育所となるように厳正に対応していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 議席番号2番、丸谷です。通告に沿って質問をいたします。

1つ目の質問です。

町内公園のトイレ施設についてです。

現在、町では町内の公園にトイレの設置、あるいは改修をしておりますが、小犬丸地区にある玄光院公園にもトイレの設置をと考え、次の質問を行います。

以前トイレ設備があったこの公園に、再度トイレの設置をすることを御検討されておりますでしょうか。お願いします。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 玄光院ふれあい公園は、平成10年に子育てや健康づくりをテーマに整備された街区公園であり、吉富町公園の設置及び管理運営に関する条例に基づき管理しております。現在は小犬丸上区、小犬丸下区の2つの自治会に対し、清掃や除草作業の管理をお願いしているところです。

議員御指摘の公園のトイレにつきましては、昭和62年4月の玄光院グラウンド完成時に小便器2か所、大便器1か所の簡易的なトイレが同時に整備されておりました。当時のグラウンドは、

ゲートボールブームを受けて整備したものでありましたが、平成19年12月20日にゲートボール場としての利用がなくなったことから、行政財産の用途を廃止し、普通財産として宅地分譲することとなったため、グラウンド施設として整備していたトイレについても撤去したものであります。

現在、町内13か所の公園のうち、トイレが設置されているのは6か所で、都市公園の天仲寺公園に2か所、鈴熊山公園に1か所、令和7年度末に完成した山国川緑地に1か所、また街区公園の水と光のスペース21及び古表史跡公園にそれぞれ1か所ずつとなっております。

町といたしましては、町内全ての公園にトイレを設置することは考えておりません。これは、トイレは利便性を高める一方で、清掃や修繕、水道料金などの継続的な管理費を伴います。そのため他の公園との公平性も重要な視点とし、単なる要望の有無だけでなく、公園の規模や利用状況、周辺の公共施設の有無、維持管理体制や財政負担などを総合的に考慮し、必要性の高い箇所から個別に検討していくことが現実的であると考えております。

一方で、公園の価値は面積の広さだけでなく、利用者が安全に、そして快適に過ごせる環境の質によっても決まります。特に子育て世帯や高齢者にとって、トイレの有無は長時間利用する上での重要な要素であり、利用促進の観点からも意義がございます。遊具の更新など既存施設の維持管理も毎年予算の中で継続的に対応しつつ、玄光院ふれあい公園へのトイレの設置につきましても、まずは地元自治会から御要望いただいた後に、地元での管理体制が整うことを前提とし、予算規模を踏まえながら、優先順位を判断してまいりたいと考えております。仮に設置する場合は、天仲寺公園の南側に設けたものと同様の多目的トイレ1基を想定しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 検討していただけるというふうに思っております。

ただ、今課長のほうからありました管理の面でいいですと、先ほどありました町内にあるほかの公園も、自治会もしくはボランティアの方々に管理をしていただいていると、善意で管理をしていただいているというふうに聞いております。ですけど、もしかしたらこの先どこかのタイミングでこの管理が難しい、あるいはできない可能性が高くなってくるというふうにも考えております。

この機会に申し上げますと、町にある全体的なほかのトイレも含めて、管理は町のほうで何とか行っていたらいいような、そういったことはいかがでしょうか。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 先ほど議員がおっしゃるように、自治会でボランティアをされている方々の高齢化や、退職年齢の引上げにより年々ボランティアが減少していることは、町として

も把握しております。昭和の時代は55歳退職が一般的でしたが、現在は65歳の退職となり、その後も70歳まで働き続ける方も多いと感じております。そのため、公園の草刈りや清掃活動、また道路や水路の維持管理が厳しくなっていることは町としても十分認識しているところです。

一方で町の予算には限りがあり、維持管理を業者に委託すると経費が大幅に増加いたします。例えば天仲寺公園のように規模が大きく、自治会のみでは管理ができない箇所につきましては、現在吉富シルバーに作業の一部を委託しておりますが、自治会への助成金と比較して数倍の経費を要しております。さらに、建設業者から同様の見積りを徴すると、シルバーの約数倍、5倍程度の金額となっております。維持管理費が増加すればその分、公園遊具の修繕や更新費用、狹隘道路解消のための拡幅工事などの他の予算から削減し、調整せざるを得ません。

現在、町民の皆様にご協力いただいている清掃活動は、町の維持管理費を抑える大きな役割を果たしております。例えば毎回1,500人を超える方に御参加いただいております河川道路愛護の作業を建設業者に委託すると、1回当たり約2,000万円の経費削減に相当すると試算しており、これを年に2回実施いたしております。さらにこうした活動や海岸清掃などは、単なる維持管理作業にとどまらず、子どもたちが地域の安全と美しさを守る経験を積む場になっております。地域への愛着、いわゆるシビックプライドの醸成にもつながる大切な活動であると考えております。

吉富町は、令和5年8月にこどもまんなか応援サポーターを宣言し、子育て環境の充実に取り組んでいるところです。公園は、子どもたちの健やかな育ちの場として大切な施設であり、将来的には時代の流れにより、議員がおっしゃるように業務委託が必要になることも想定されております。しかしながら、できる限り地域を愛するボランティアの方々に御協力いただき、公園を使う子どもたちにその思いが伝わる環境を守り続けることが、町への愛情と誇りを育てることにもつながると考えております。

今後は、地元ボランティアと業務委託の併用や、ボランティアの育成や助成及び地元有償ボランティアの育成にも一層力を入れながら、引き続き町と町民の方が協力して地域を大切にするまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 今御回答いただいた町の活動や地域への思いというのは、本当に今課長がおっしゃるとおりですし、私もそれについてはもちろん賛同いたします。ただ、今おっしゃったようにハイブリッド方式でそれぞれでやっていくというのも一つの手です。

トイレについては、もしかしたら公園の規模にもよるんですけど、もう少し簡易的なもので予算を抑えて、さらに清掃も、いつもいつもではなくてピンポイントで例えば1週間に1回とか

2週間に1回ということで、さっきのシルバーのお話ではないですけど価格を抑えて、本来の予算のあるところの予算からその分を捻出できるような、要は管理の部分も捻出できるようなという方法もあろうかと思います。その辺も含めて、管理を含めてこのトイレの設置は、私も一住民として、自治会要望もあるんですけど、一人の住民としても要望させていただきたいというふうに思っております。

それでは次の質問に移ります。狹隘道路に囲まれた住宅地の防災についてです。

具体的な質問に入る前に少し火災現場の視察についてお話をさせていただき、それを踏まえた上で通告に沿って質問をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（山本 定生君） どうぞ。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 昨年の11月18日に大分市佐賀関地区で起きました大規模火災現場に4月に視察に行っていました。消失面積が約5万平方メートル、焼損棟数約190棟。市街地の鎮火は10日間ほど。それから山林や対岸の島、対岸に島があるんですけど、そこにテレビで御覧になられた方もいらっしゃると思うんですけどそこにも火が移って、山林・対岸の島も含めた全域鎮火、これについては2週間以上かかったというそういった大きな火災でした。

現場はまだ全くと言っていいほど復興がなされていなく、多くのところで手つかずのままでしたというのが私の見た感想です。さっきもお話しました、目の前が海ということもあるのか、このエリアは比較的コンクリート造りの家屋も多くありまして、塀とか壁が多く残る状態で、もちろん木造の家屋については、全焼ですから、そこにはもう建物はないんですけども、コンクリート造りの家は全焼しているんですけどコンクリがそのまま残っている状態でありました。そのところに足を踏み入れてみると、通路の狭さが本当にびっくりするぐらい狭くて、例えて言うと、自転車を横で押しながら通るのがやっと。それぐらいの道幅のところが縦横無尽にそのエリアにありまして、これは本当火災が起きたらうわーというふうになるような、そういう立地でありました。それをまたこう見て、ぐっとそれをまた感じてきました。そんな中、人的被害は死者1名、負傷者1名にとどまるという、この規模からすると本当に奇跡的と言っていいほどの状況だったというふうに聞いております。本当に不幸中の幸いだなというふうに思いました。

これが視察の感想なんですけど、これを踏まえて、通告に沿った質問に戻ります。

全国的にも森林や住宅の火災について報道がなされておりますが、町内にも普通自動車が走行できないような狭い道路に囲まれた地域もあります。その地域における火災発生時の対策について、改めて聞かせてください。

1つ目です。万が一このような地域で火災が発生した場合の避難方法などの仕組みはありますか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（岩井 保子君） 狭い道路に囲まれた地域における火災発生時の対策につきましては、町としても重要な課題であると認識しております。

災害時において、迅速かつ的確な行動を取るためには、地域の特性を踏まえた明確な行動計画をあらかじめ策定するとともに、日頃から住民の皆様はその内容を御理解いただき、適切な避難訓練を行うことが不可欠でございます。

しかしながら、実際に火災が発生した際には、計画どおりに行動できない場合があることも実情として想定されます。特に大規模な火災が発生した場合には、一人一人が冷静な判断を行うことが困難な状況になると考えられます。そのため、町としましては、各自治会が結成しております自主防災組織が中心となり、地区防災計画の策定に向けた支援を今年度から開始することとしております。

この地区防災計画には、具体的な避難経路や避難場所の確認、地域の特性を考慮した対応方法などを明記するとともに、実際に火災等の災害発生を想定した避難訓練を実施することで、緊急時に慌てずに行動できるような備えを整えていくことも重視しておりますので、このような取組を通じて、災害時の避難方法などの仕組みが構築できることを期待しております。

また、本町において特に心配される地域としましては、小犬丸や喜連島、高浜地区の村中が真っ先に思い浮かぶのではないかと思います。この地域周辺において火災が発生した際に備えまして、消火栓以外にも小犬丸上区には1か所、喜連島・高浜地区には3か所、地下に埋設した防火水槽を設置しており、常時40トンから60トンの消防用水を蓄え、初期消火に役立つ体制を整えております。

地域における防災対策では、住民一人一人の自己の備えである自助、地域住民同士が協力し合う共助、行政による支援である公助に加え、昨今は御近所同士の助け合いである、近くで助けると書く「近助」が防災力を高める柱になると言われております。

町としましては、地域の皆様と連携を図りながら、防災意識の向上を目指すとともに、災害に強いまちづくりに全力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 改めて聞かせていただいたところ、具体的にお話しいただきましてありがとうございます。

先ほどもお話ししたように、大規模火災で貴いお一人の命が失われたことは非常に残念なことではあるんですけれども、人的被害が最小限に抑えられたというのは、やはりあのエリアのコミュニティがしっかりしているのか、それから日頃からの避難訓練の仕組みがあるのか、地元の事業者善意で協力をして、先ほど課長もおっしゃいましたけど、自助、共助、近助ですかね、そ

れとか相互扶助、公助というものが複数重なって、この大規模火災においての人的被害が本当に少なかったというふうに現場を見てそのように改めて感じました。

今、町では、すみません、ちょっと戻りますけども、仕組みというか、施設はあります。水もあります。こういった訓練もします。というのは、これも当然やるんですけど、やっていただいているんですけど、そこのバックボーンのところには、例えば町では今お弁当の配送をしたりとか、子ども食堂、それから日頃から多くのイベントをしていただいて、住民同士が顔見知りといえますか、すぐこうコンパクトな町なので知っていると。特に狭いエリアであれば声をすぐかけられるようなそういう環境ができているのじゃないかなというふうに今思っているんですね。でするのでそういったことをしっかり今まで以上に行っていて、いざというときに誰もがお互いに助けられるというか、顔見知りであればあそこのおばあちゃん大丈夫かなとかいうことも踏まえて、そういったものがある上に、さっきの水があったり訓練があったりというものが望ましいと思いますので、ぜひ多面的な仕組みをお考えいただきながら進めていっていただきたいというふうに考えております。

次の質問です。消防団が初期消火活動を行うに当たり、その地域特性に合った消防設備や消防車、例えば軽車両型の消防車などを将来的に導入する計画はございますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（岩井 保子君） 御質問に対する答弁に先立ちまして、吉富町消防団の皆様におかれましては、日頃より地域の安全と安心を守るため、献身的な活動を続けていただいていることに対しまして、この場をお借りして心より感謝を申し上げます。皆様の努力が、町民の皆様からの信頼や安心につながっており、その尽力には大変感謝していることをお伝えし、答弁に移らせていただきます。

現在、町が所有する消防車両の状況としましては、吉富町消防団第2分団で使用している消防車両が初年度登録から26年経過しており、買換えを検討する時期に差しかかっております。

消防車両は、災害時の安全かつ迅速な対応を支える重要な設備であり、更新に当たっては、地域の特性を十分に考慮する必要があります。特に議員がおっしゃられるように、町内全域には狭隘道路が多く存在しているため、狭い路地やアクセスが困難な場所での初期消火活動には、機動力の高い軽車両型の消防車両が非常に有効であると認識しているところでございます。

しかしながら、現在の消防車両が備える広い対応能力や機能も依然として重要であり、完全に軽車両型の消防車両へ買い換えるのではなく、通常の消防車両への更新を基本としつつ、狭隘道路への対応力を強化させるために、軽車両型の消防車両の導入も併せて検討することが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（２番 丸谷 宏一君） そうですよ。改めてもう一度この質問の本質を少しお話しさせていただくと、道路の拡幅というのは様々なことがあって難しいですよ。一気にできない。時間もかかります。であれば、今ある道路に車、それから機材を合わせる、いわゆるちっちゃくするということですね、そういう考え方で軽車両であれば通常の消防車より当然はるかに狭い道も通れます。今おっしゃったとおりですね。初期消火の時間もこれでぐっと早くなるということですよ。もっと言うと軽車両が例えば２台あると１台は通常の可搬のポンプを積んで、もう一台には例えば簡易消火機材といいますか、初期消火ができる、ほんの僅かですけどそういったものを装備するなどして二か所から火事現場に行くということがもしできるのであれば、現場で役に立つ方法が選択肢として広がると、そういうふうに考えております。

具体的には、先ほど課長もおっしゃいました小犬丸・喜連島・高浜、このエリアは３分団のエリアですね。ですので、特に狭い道があるこの３分団のエリアにこの軽車両というものを導入するという御検討はいかがでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（岩井 保子君） 今後は、消防団の活動や地域での初期消火活動の実情を踏まえつつ、予算との兼ね合いも考慮しながら、より効果的な消防体制を整備し、地域の安全確保に寄与する最適な消防車両の導入計画を策定する方針を具体的に進めてまいりたいと思います。

その中には当然、軽車両型の消防車も含めていきたいと考えております。

住民の皆様の生命と財産を守るのは行政の使命でございます。消防団の皆様とは、引き続き良好な関係性を維持しつつ、町全体の安心と安全を共に支えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（２番 丸谷 宏一君） そうですよ。小犬丸エリアで申し上げますと、今日来られています中家さんとか守口さんのお家のすぐ横に、先ほどのタンクといいますかね、水がたくさん入ったものがあるので、これはまた今年、近日中に訓練をしたいなというふうにも考えております。それは自治体要望からの訓練だと思いますけども、それを皆さんとお話しして進めたいというふうにも考えております。

まとめます。災害はいつ来るか、どんな形で起きるかは分かりません。町も既にいろいろなことを行っていただいておりますが、改めて固定概念を払拭し、防災においても常に新しい考えで、何が今に合うのかをしっかりと見極めて対策をしていただくことを期待しまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本 定生君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時11分休憩

午前11時20分再開

○議長（山本 定生君） 再開いたします。

太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 議員席5番、太田でございます。

3月議会で職場環境改善に向けたアンケート調査結果についての質問を行いました。その前に一言ちょっと言わせてください。病気の関係で薬を今服用しております。それでちょっと日頃のような美声が出ないので、聞き取りにくい点が多々あるかと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

3月議会で、職場環境改善に向けたアンケート調査結果についての質問を行いました。さらに詳細を知りたく、通告文を再度提出しての今回の質問となります。的確な答弁をよろしくお願いいたします。

まず1番目、無記名であるにもかかわらず、特定されるおそれを理由に非開示としているが、一方で個別に対応した事案があったことが明らかとなった。匿名性との整合性をどのように整理していますか。考えをお聞かせください。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 御質問につきましては、職場環境改善のアンケート結果の情報公開請求に対する一部非開示の項目があったことについてのお尋ねであろうかと思っております、それを前提に御回答をさせていただきたいと思っております。

このアンケートにつきましては、前回の一般質問における御質問でも答弁をさせていただきましたとおり、昨年実施した職場環境改善委員会での意見を踏まえ、本町の職場環境改善策の一環として実施をしたものでございます。アンケートをあえて無記名とすることで、職場環境やハラスメントに対する職員の率直な思いを答えてもらい、それを職場全体の傾向として把握をし、人事が適切にハラスメント対策や職場環境改善策を講じられているかどうかをチェックするという内部での活用を目的として実施をいたしました。無記名での調査であり、事実関係の確認が取れない内容がほとんどでありまして、人事として責任を持って公表できるものではないことから、当初からアンケートの回答内容については、外部への公表を前提とせずに実施をしたものでございます。

一方で、情報公開請求への対応につきましては、人事としてこのアンケート調査の結果は公表すべき性質のものではないという認識には何ら変わりはないものの、人事の思いとは関係なく、

情報公開条例の趣旨に基づいて判断すべきものでありますので、条例の規定等を照らし合わせ、公開する必要があるべきものについては全て公開をさせていただいたところでございます。

その中で非開示といたしました、職員が自由記述で記入をした事項につきましては、その内容について、一般的には誰が記入したかが分からないものであったとしてもその書きぶりの特徴などから、見る人によっては記入した職員が推測をされるおそれもあることから、条例の規定も踏まえ、記入した職員を守るという意味でも一律に非開示と判断をしたものでございます。

なお、結果の概要については、町長や職員にもお伝えをしてはいるものの、今回の情報公開請求に基づいて公開をいたしました詳細な資料の部分につきましては、決裁をした副町長までの職員以外、内部でも現在まで公表はしておりません。このアンケート結果は、無記名であることを前提に職員が率直な思いを記入したものであることから、記入者の推測、特定につながることはないように、組織の内部でも十分に配慮をして管理をしてきているものであるということを御理解いただければというふうに思います。

このアンケートの匿名性とそしてそのアンケート結果を基に個別に対応した事案があることとの整合性をどのように整理しているかという御質問についてでございますが、前回は答弁をしておりますとおり、無記名でアンケートを実施する中でも職員からあえて具体的な事案について積極的な言及がなされ、それが事実と認められ、解決が必要な事案であると判断した場合には、個別に対応して事案の解決につなげていくということもアンケート実施の当初から想定をしていたことでございます。

今回アンケートを実施した結果、実際に解決が必要と考えられる事案が記入をされておりましたので、誰が書いたのかは決して特定がされることがないように配慮をしながら、個別に解決に向けた対応を行ったという状況でございます。

したがって、アンケートの主な目的は、無記名で匿名性を担保し、職員の率直な思いについての傾向を見るものではありませんでしたが、内容が具体的で解決が必要と認められる事案がそのアンケートに記入をされていれば、記入者の匿名性を維持しつつ個別対応をする予定でありましたので、アンケートの匿名性との整合性には何ら問題があるものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 問題があれば個別対応していくという課長の答弁でした。そのようなことがないことをもちろん祈っていますし、そのようなことがないように課長たちもよい職場環境をつくっていくようにお願いしまして、2番目の質問へと移りたいと思います。

アンケート結果をもとに職員を特定するような行為がありましたか。それについてお答えをお

願います。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 先ほども申し上げましたとおり、アンケート結果につきましては、記入者の特定につながるような十分に配慮をしてこれまでも管理をしてまいりました。

具体的に内容が記入をされた事案への解決に向けた対応におきましても、記入者が誰かが特定されないように慎重に対応しており、当然のことながらアンケートを記入した職員が誰であるかを特定するような行為、さらには特定につながる可能性がある行為、こういったものを含め、一切行っておりません。

人事といたしましては、今回純粋に職場環境の改善に向け、職員の立場に立って、あえて無記名にして幅広く率直な意見を集めようとそういう思いで実施をしたものでございます。もしハラスメント等の事実が出ることを嫌うのであれば、どのような意見が出るかも予想できないようなこのような無記名の形でのアンケートを取るということはそもそもいたしません。ましてや、万が一アンケート結果を基に記入をした職員を特定するような行為があれば、それこそ職員からの人事への信頼も地に落ちてしまい、職場環境改善の私たちの努力も全て水の泡となってしまいかねませんので、そのようなことを私どもが行うわけがございません。人事としまして、職員がストレスなく気持ちよく仕事ができる環境をつくり、自身の能力を存分に発揮できる職場となることを目指して精いっぱい努力をしている最中であるということをぜひとも御理解をいただきまして、温かく見守り応援をしていただけますと幸いです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 今回の質問において、匿名性とは何かということを改めて調べてみました。そうすると、自身の名前や身元など個人情報が他者に知られず特定されない状態のことを匿名性があるというようなこと、まさに課長が今おっしゃったようなことがかみ砕いたやつの答弁じゃないかなというふうに思っております。

今回のアンケート、次もアンケートをするかどうかは分かりませんが、するときにそういう匿名性を担保されるようなことをお願いしまして、2番目の質問へと移りたいと思います。

来春、全国統一地方選挙が執り行われます。吉富町も同様に、町長選、議会議員選挙が実施されます。町長は現在2期目で、3期目に向け立候補するかは分かりませんが、来春には2期目の町長任期が満了します。町長は今後、職員とどのような関係を築いていきたいと考えているか、お答え願います。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） ありがとうございます。御質問にお答えをいたします。

まず、3年前に端を発した一連のハラスメント事案につきましては、第三者調査委員会から厳しい御指摘をいただきました。私自身の言動について、町民の皆様、議員、職員、そして関係する全ての皆様に不安と御心配をおかけしたことを改めて重く受け止めております。

町では、第三者調査委員会から頂いた報告書に沿い、外部有識者を加えた職場環境改善委員会を設置し、弁護士、精神科医、臨床心理士、それから住民代表、また職員労働組合の方々から御意見をいただき、職場環境改善策を取りまとめてまいりました。管理職・特別職への研修、ハラスメント事例の周知、定期的なセルフチェック、無記名アンケート、労働組合の推薦する職員への内部相談窓口の設置などの取組は、既に実施をしており、今後はさらに外部相談窓口の新設、そして私ども特別職を含めたハラスメント防止の仕組みづくりもしっかりと進めてまいります。

特に、町長である私と職員の関係につきましては、管理職を除く職員の個別での直接指導を行わないこと、業務の関係で管理職以外の職員を町長室に呼ぶ場合にも、原則として副町長または管理職を同席させること、そして私自身の言動が職員に与える影響の大きさを十分に自覚することを徹底してまいります。

今回アンケート調査につきましても、職員が特別職や上司等からハラスメントを受けたと感じた回答があることは、組織の長として重く受け止めています。ただし、無記名アンケートは、職員の率直な声を拾い上げ、職場全体の傾向を把握するためのものです。もちろん無記名である以上、その記載だけを持って直ちに事実関係を断定することは適切ではありませんし、ましてや記載した職員を特定することもあってはなりませんので、必要以上に事実関係を探るべきものではありません。

町としましては、今回のアンケート結果を、安心して働ける環境をつくってほしいという職員からの警鐘として真摯に受け止め、今後もしっかりと職場環境改善に取り組んでまいります。もし具体的な相談や申出があった場合には、相談者の保護、個人情報、匿名性に十分配慮をしながら、必要な手続に沿って対応してまいります。

それから、議会での御議論についても私からお願いがございます。町民の皆様から預かった大切な議会の時間は、事実に基づき、町民サービスと町の未来に資する政策の議論に向けられるべきであります。人事部局が職場環境の改善に向け努力をする中、無記名の内部アンケートで事実関係も不確かなものを町の意図に反して公表し大きく取り上げ、不安だけが広がれば職員の安心は損なわれ、ひいては町の信用も傷つきます。町の信用は、広域行政、職員採用、企業連携、ふるさと納税、そして町民サービスそのものに関わります。太田議員からのこれまでの御質問につきましては、職員をおもんばかってのものとしてこれまでも誠実に受け止めさせていただいてまいりました。私は、厳しい御指摘を避けるつもりはございません。必要な御批判は真摯に受け止

めます。しかし、事実に基づかない議論や、職員個人が再び傷つきかねない議論に町政の時間を費やすのではなく、第三者調査委員会の報告書に示された一つ一つの課題を改善し、誰もが安心して働き、町民に今までにも増してよりよいサービスを届けられる役場へ進めていくことこそが私の責務であると考えております。ぜひとも町の未来に向けた前向きな政策議論をお願いできればと思います。

話はそれでしたが、職場環境の改善は、役場内部だけの問題ではありません。職員が前を向いて働けることこそが、子育て、福祉、防災、教育、財政、SDGs 未来都市としての取組、吉富町の持続可能なまちづくりを支える地盤となり、ひいては町民皆様の幸せにつながると思います。

今後も、職場環境改善策の実行と検証を重ね、職員が改善を実感し、伸び伸びと町民のため、自身の成長のためによりよい仕事ができる職場となるよう、确实かつ誠実に取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 昨年でしたかね、町長談話の中で、第三者委員会の委員さんのほうからも指摘があったように、個別で例えば職員がミスをしたら一対一で注意するんじゃなくて、職場の上司も同席の上で注意をするというような御指摘がありました。町長も今そのようなことで、一対一じゃなくて上司も同席の下で注意をするという答弁をされましたので、それはぜひこの任期中に守っていただいて、次のステップにつながるように頑張っていただきたいなというふうに思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 7番、是石です。久しぶりの一般質問ですので、よろしくお願いします。

まず冒頭、今年3月、沖縄県辺野古沖で抗議船転覆事故が発生、結果2名のお命が失われました。偏狭な固定観念にとらわれた大人たちにより、輝かしい未来が理不尽にも閉ざされてしまった武石知華さん、御家族に、そして友人を亡くし悲しみに暮れる学友に対しても哀悼の誠をささげたいと思います。

では巻頭言です。今回は情報公開請求資料に基づいた質問となります。特に、今回からは議会の機能がどのように運用されているか、つぶさに町民有権者の皆様に見ていただけるためのネット配信が始まりました。偏狭な固定概念にとらわれた情報を一方的に受けていた有権者に、あれ聞いてきた話と違うかもしれない、一石を投じたいとの考えで、虚心坦懐な目を持って画面を見

てほしい。また、そのようになればなと思っております。

子どもは保護者の生きる希望であり、地域・国家の宝であります。子どもの育成環境を整えることは、国、県、吉富町の責務と考えます。町当局の提案説明に、私は当時、町内の保護者が仕事や病気などの理由で十分な保育ができない場合に保育所が子どもを預かり、心身の健やかな発達を図ることに貢献できると確信が持てたので賛成をいたしました。しかし、これまで同僚議員の質問を聞いてきて、私が投じた賛成票は正当性があるのか、そこに正義があるのか疑問が大きくなりました。このことが質問の動機であります。

社会福祉法人わつなぎ会の理事長変更と運営責任体制について、議長並びに答弁者、傍聴の方々お許しをいただいて、2番と3番の順番を逆にすることをお許し願いたいと思いますが、議長よろしく取り計らいをお願いします。よろしいですか。ありがとうございます。お許しをいただきましたので、2番と3番を変えて質問をさせていただきます。

では1番、町がつくしんぼ保育園を運営する社会福祉法人わつなぎ会の理事長変更を知ったのはいつですか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 当時、つくしんぼ保育所の認可に関する打合せや、町からの指導などは、主に窓口や電話での口頭のやり取りで進められていたようですので、その一切について記録に残しているものではございません。

また、私自身も当時は所管課ではなく、当時関わった職員は異動等で既にはいませんので、詳細な状況等は分かりかねますが、事跡等をひも解いて確認した限りでは、令和5年7月28日付で社会福祉法人わつなぎ会から正式に理事長交代に伴う社会福祉施設の変更届出書が町に提出をされており、その前段としては、特段理事長が変わることについて、町との事前協議等が行われたような事実は確認できませんでしたので、過去の事跡を見る限りでは、このときに初めて町が知り得たものでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 当時の担当は今いないということですね。新しい課長の調べていただいたことです。

では、いわゆるNPOわつなぎ会設立年と県の認可法人取得までの動きの中で、吉富町への取組や手法について伺います。

どうしても認可が欲しいという意思を酌み取るため、役場は、既に就学前の子どもさん、乳児の受入れ、4歳以下幼児を預かっていた認可前のNPOわつなぎ会の理事長という人物から、保育・教育方針、実績等々を理事長面談で理解をし、必要性を確認して吉富町乳幼児保育行政に資

する、すなわち助けになる、貢献につながるという結論に達したわけです。その思いを表す県に対しての推薦状と言い換えてもいいでしょう、吉富町長の意見書がありますね。これは申請書類と添付して出す書類です。この書類を御披露できますか。読み上げましょうか、私が。いいですか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 今議員が言われたことは質問ではないように感じますし、町から、私から公にするようなものではございませんので、私から読み上げることは控えていると思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これは公開条例に基づいて手に入れました資料でございます。ここに意見書がございます。全文、大体800文字です。A4サイズのこれくらいのサイズの文字です。読んでみます。

つくしんぼ保育所は、昭和53年3月21日に、個人で運営する保育所として設立され、平成23年1月4日に特定非営利活動法人わつなぎ会となり、これNPOですね、平成23年4月1日に福岡県基準適合届出保育施設証明書により、福岡県の届出保育施設として健全な運営を証明されております。

令和3年7月6日に、社会福祉法人わつなぎ会を設立し、障がい福祉サービス事業ゆりや届出保育施設つくしんぼ保育所の運営を現在に至るまで行っており、吉富町の保育及び子育て支援に精力的に尽力されております。

つくしんぼ保育所の浅尾恵美子園長は、保育士免許を取得後30年以上にわたり保育士として勤務し、平成23年からは園長を兼務しており、保護者との信頼関係も構築されていることから、認可後も引き続き園長を務めることは適切であると考えております。これ、園長さんのお話ですね。

また、本町において令和4年度当初の待機児童は発生していないものの、令和3年度は2名発生し、年度途中での入所は保育所定員の弾力化を図っているものの、3号認定の児童は、年度途中で待機児童数が令和2年度は零歳児9名、1歳児2名、2歳児3名、令和3年度は零歳児6名、令和4年度、零歳児5名の待機児童が発生している状況です。このような状況から、令和3年度から、新子育て安心プランの採択も受けております。今回新たにつくしんぼ保育所が認可保育所になることで、より安定的かつ組織的に運営できる基盤が整えられるものとともに、吉富町の未来の子どもたちにつながる、町に根づいた保育所になることが期待できます。

以上のような事情を勘案し、このたび社会福祉法人わつなぎ会の児童福祉施設設置認可申請は

本町に必要であるものと考えます。吉富町長、花畑明、令和5年3月20日でございます。

このように、こんな内容です。前理事長のすばらしい、先ほど同僚議員の話の中でもありましたが、担当は、前理事長の話、それから説明員の話聞きながら、必要性を理解したことであります。その結果がこの推薦状になったものと思われます。前理事長のリーダーシップの下、この方は吉富町に移り住み、障がい福祉と保育所の経営にこの町でずっと携わるんだと説明員の議員さんも言ったということも聞いております。少なくとも役場担当はそうに思わされていたようです。そしてこの意見書により、県の認可決定が下りました。決定通知はいつ届きましたか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 一連の流れを整理した上で認可の手続を申しますと、町から県への意見書は、先ほど議員が言われたとおり、令和5年3月20日付の町長名での発信で、福岡県知事に宛てた文書となっております。その後、福岡県知事より出されました正式な設置認可書が、御質問における回答になりますが、令和5年6月30日付の文書でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員、3問ですので、次に行ってください。

○議員（7番 是石 利彦君） 令和5年3月20日付で児童福祉施設保育所設置申請書が提出され、令和5年6月30日付でつくしんぼ保育所の設置について児童福祉法第35条4項の規定に基づき下記のとおり認可されました、とあります。設置期日は、令和5年の7月1日からです。ところが、町長をはじめ役場担当にとって、驚天動地の事実が判明するのであります。先ほどの県の認可が届いたのが、6月30日です。前理事長の任期は、この年、令和5年の6月25日に退任が決定されていたのです。これも資料によるものです。令和3年8月8日の理事長就任承諾書に明記されていたのです。この承諾書には、3年後の令和5年の定時評議会会議の終結までと書かれてあります。先ほど言ったように、これからもずっと吉富町に住んで、わつなぎ会をリードして、子どもたち、子育て世代のお母さんたちを助けると。そういうことと全然違っていませんか。なぜでしょうか。定時評議会は令和5年6月25日です。これは、ちょっと言葉は悪いんですが、まんまとだまされた気が、だまされたなと気づくのはまだ先です。まだ分からないんですよ、このときは職員たちは。これまで間違いありませんか。補足等があればお願いします。課長。

○議長（山本 定生君） すみません、是石議員、今何番の質問をされていますか。もう3問いつていますので、次に行ってくださいと言っていますけど。

○議員（7番 是石 利彦君） じゃあ読み上げさせていただきます。併せて認可保育所になりますと新築施設建設費、助成金がなぜどんな理由でどの程度税金が下りてくるか、ほかにも投入される税金がありますかという質問があったんですが、それはちょっとできません。

では次の質問です。新たな理事長に実際に保育所運営の責任を果たせる人物かどうか、対面にて確認できましたか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） まず、令和5年7月のつくしんぼ保育所の認可後ほどなくして、令和5年8月に新理事長が就任した際に、町関係者が直接新理事長とお会いしたような実績はなく、私自身も理事長にお会いしたのは、認可後2年が経過をした、昨年の指導監査を行った令和7年7月9日のこの一度限りでございます。この1回のみの対面で、御質問にあります保育所運営の責任を果たせる人物かまでを確認することは難しいところではありますが、昨年の指導監査において直接お会いすることができ、監査項目などについて幾つか質問をさせていただきまし、理事長としての立場でつくしんぼ保育所との関わりについてもお話を伺わせていただきました。

その理事長とのお話の中で、理事長が言われていたことですが、私は保育や事務のことは職員のみみんなに任せているからというような御発言があったことから、私のこの表現に語弊があってはいけませんので、あくまで私個人の率直な感想を申しますと、運営面の保育業務全般については、園長先生をはじめとした保育士の皆さんに、そして経理などの事務処理については事務職の皆さんに、そのほとんどを一任しているようにお見受けをいたしました。したがって、保育士を含めた職員の皆さんに依存しているように感じられましたが、一方で、保育所の最高責任者として保育所を管理監督する立場としての責任を果たせる人物かどうかについては、正直に申しまして疑問が残る部分ではありましたが、あくまでこの一度限りの対面では十分に確認することができなかったというところで御理解をいただければと思いますし、町長に至っては一度もお会いしたことはない、こちらでは把握しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 公金が投入されるべき保育所で、経営本体でありますところの理事会、理事長は内容がよく分からない、お任せしていますとそういうお話でした。定款には、これも開示請求で取れた資料ですが、定款には報酬についての取決めがないようだが、保育園経営の主体のメンバーに無報酬待遇での責任の取れた働きができるのか、いささか心もとないが、毎月数百万円、年額にして3,000万円以上の委託金は何に消費されているのか把握していますか。いかがですか。答えられますか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） まず、議員が言われた定款では確かに理事等の報酬が無報酬であることは町としても確認しております。無報酬で責任が取れる働きができるのかという御質

間ですが、その内容については、これは法人側の話になりますので、町としての回答は控えたいと思います。

それからもう一点ございました。先ほどつくしんぼ保育所に対する運営委託料が年間3,000万円以上ということの話がありましたが、この額は国の公定価格に基づいて算出しておりますので、何もつくしんぼ保育所が特別多いわけではございません。国の規定に基づき適正な額を支出しているというところは御理解いただければと思います。

また、何に使用しているのかという御質問もありましたが、この用途については、主に保育士や事務職員等の人件費、それから環境の整備費、給食費、その他事務用品、事務費等が主な用途であると考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これは国の算定基準によるものと今お聞きしました。地域別の差もあるかもしれませんが。

では次に行きます。

開園直後にもかかわらず理事長を交代したとき、直ちに新しく意見書を添えて福岡県に報告義務があります。先ほど読み上げた意見書に書かれていた保育理念、運営体制に問題ないと判断したのでしょうか。それは新しい理事長との話の中からそういう結論に達したのでしょうか。いかがですか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 当時議員のお口添えにより、町長と当時の未来まちづくり課長、子育て健康課長の同席の下、前理事長と、今は副町長室になっています当時の応接室でお会いをいたしました。そのときに前理事長からは、つくしんぼ保育所の認可に当たっての保育所運営に対する熱意と強い信念、これを十分に確認できましたので、町としても積極的に推進をして認可化に取り組んできたことは事実でございます。

また、その面会の際には、併せて町内への移住希望があることや、看護師資格も取得をして社会福祉法人や保育所の運営に役立てていきたいと、そういったとても前向きなお話をされておりました。しかし、いざ認可を受け工事が完成し、開所直後での突然の理事長交代については、寝耳に水と申しますか、お互いに信頼関係が構築された中で進められていた矢先での大変に重要な方向転換でもありましたので、町としても非常に驚いたところです。

また、認可して間もない同時期に理事長が交代し、新体制でスタートを切ったということを考えますと、保育所の管理運営面が当初から十分であったかどうかは甚だ疑問が残る部分であり、町としての率直な当時の見解としては、認可直後の理事長交代はとても受け入れ難く、お互いに

面識も何もない中で新理事長と町との間で信頼関係を築いていけるか否かの判断がつかないといったものであり、県への意見書も納得ができない趣旨の内容で提出をしております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 信頼関係の下に進められてきた事業が、たった5か月です。その年の3月20日に町長名で意見書が提出されております。ここに8月の21日に新しい意見書がございます。これ、ちょっと読んでみます。

社会福祉法人わつなぎ会については、理事長である、ここは真っ黒です、〇〇氏の任期満了に伴い理事長が改選され、新理事長として〇〇氏が内諾されており、〇〇氏が社会福祉法人の理事の欠格事項に該当しないことは確認できましたが、本町は、前理事長の〇〇氏の保育所運営に対する熱意と信念に基づいて認可推進に取り組んできた矢先の認可化直後の理事長変更には受け入れ難く、新理事長予定者と町との信頼関係を築いていけるか否か判断がつかない。

これは、これでもやっぱりまだ前理事長が5年後に評議会の席でもう任期が決まっていたわけです。3年前からもう決まっていたわけです。それなのに説明員は、この人は吉富町に住んで、子どもたちを育てながら新しく看護師の試験も取って、それだけの熱意をしたんですよ。この人はもうその年には辞めることになっていたんですよ。これはうそじゃないですか。これ何で分かんかったんですか。こういう意見書で県に通じるんですか。新理事長予定者と町との信頼関係を築いていけるか否かの判断がつかない。これは行政用語かもしれませんが、私はちょっと納得がいきません。すっかりだまされていますね。

そもそも早い段階で町民有権者から疑問が寄せられたと聞いております。町議会議員がこのわつなぎ会で指導的立場におるのはいかなるものかと政治倫理条例に抵触しないのかという問合せがあったと聞いております。これは顛末はどうなりましたか。解決したのですか。その方は納得していただいたのでしょうか。私は納得いきません。今はだまされたということは認識しておるんですね、あなたたちね。先ほどの町民から質問のあった政治倫理条例に抵触するのではないのかという問合せに対する回答、納得していただいたかどうか、お願いできますか。どうぞ。

○議長（山本 定生君） これ通告にありませんけど、答えられますか。子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 先ほどから議員が言われております町がだまされたという表現がありますが、そのちょっと表現はいかなるものかなと私自身は感じております。その上で先ほど言われた質問に対してお答えをいたします。

先ほど言われたのが、町民からの疑問が寄せられた案件というのは、具体的に申しますと、議員が関係する保育所の建設に要する費用が税金により多額の補助金が投入されていることに納得がいかない、そういった内容のものが町民の方から町に寄せられたものだと言っている話を聞いてその

ことではないかということで感じております。それが町の政治倫理条例に抵触しているのではないかといった御意見が確かに当時町に寄せられております。その件については、実際に法人与町との間で何度もやり取りが繰り返された懸案事項となっていることは私も認識しております。最終的に法人側からも提出された回答については、個人情報も多く含まれた内容になりますので、詳細な内容まではここでお答えすることはできませんが、端的に申しますと、疑念を抱かれた方、それからその関係者が法人には携わってはいかないこと、それから認可化の実務等においても同様に、町民の皆様に誤解を招くことがないように注意をして運用に当たっていく、そういった内容の文書が町に提出されており、町としては、法人からの回答が誠実に執行されている、そういうことを信じてこの当時決着したものと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） もう3問終わっていますので締めてください。

○議員（7番 是石 利彦君） 感想を述べます。

この施設は昭和53年、1978年から個人経営の無認可託児所からスタートしており、働くお母さんのために必要だった施設を経営してこられた老舗と言っていると思います。その後、そのような社会の要請に合致して、若い子育て家族にとって利用しやすい、ありがたい存在だったと思います。しかし、預かり保育にとって、現代は少子化、保育士確保など、経営者にとって冬の時代かもしれません。経営者家族には町議会議員がおられます。認可外保育所施設なら税金の投入もごく僅かですから、議員には議案審査と議決の責務は負わされております。自らの家族経営に関わる議案の採決に加わらない、身を潔白にして事に臨むことが問われております。自ら経営陣から退職しています。だから政倫条例に抵触していませんよと私にも断言しております。しかし、わつなぎ会事務局職員として収入を得ています。これは法律違反ではないんでしょうね。一親等の息子さんも同じ職員です。評議員名簿の筆頭には御主人の名前もありました。経営の実務者は誰なのか不明ですが、議会議員家族が常に裏方に見え隠れするのは、政倫条例に抵触するのではないかと疑問を役場に問いただした町民有権者のお考えは今でも払拭されたんでしょうか。税金を委託金に充てている社会福祉法人の事務職では、まるで俸給を頂いている準公務員のように見えます。この事実に対し、町の認識はどうですか。もうこれ3回目かな。

○議長（山本 定生君） もう終わっています。

○議員（7番 是石 利彦君） 課長、もう答えないね。分かりました。最後に町長、お考えがあれば何か。

○議長（山本 定生君） いや、終わっています。

○議員（7番 是石 利彦君） それもない。

○議長（山本 定生君） 締めてください。

○議員（7番 是石 利彦君）　お願いします。

○議長（山本 定生君）　町長。

○町長（花畑 明君）　いろいろありますけれども、本来であれば一番私自身が聞きたいことがたくさんあるというのは真実であります。私自身もこのお話を聞いたときに、私自身の思い入れもありましたので、岸本議員からの要望に対して、これは何とか前向きに進めたいなというのがあったのは正直なところであります。ただ、はっきり申しまして残念という言葉に尽きるんです。強い不信感も覚えまして、どうしてこの理事長さんがお辞めになられたのか、岸本議員から真実をお話しされるのが一番じゃないかなというふうに思います。先ほど是石議員からは、だまされたというような言葉もありますけども、それは不適切ではないかなと思います。ただ、だまされたって本当は思っているのは、一体一番思っているのは誰なのかと思い起こしていただければと思います。町は、子どもたちのため、そして保護者のため、町の未来のために認可保育所の整備とこれまでの運営を支えてまいりました。その姿勢に偽りはありません。しかし、福祉という善意の看板があるからこそ、この公金の使い道、土地の契約、町の確認責任はより厳しく問わなければならないと思っております。もちろん必要なのは感情的な対立ではないと思います。また特定の誰かを断罪することでもありません。記録を残し、事実を確認し、公金の流れを明らかに、そして利害関係を整理し、今後同じような疑念を生まない制度をつくることだと思っております。

先ほどからいろいろありましたが、思い起こせば、初めてその理事長さんにお会いすることがありましたときに、岸本議員と共に面会をさせていただいたのを思い出します。その理事長さんの認可に対する思い、やる気、何よりも子どもに対する優しい気持ちに心を動かされました。岸本議員の紹介の中には、私に対してにこやかに、これからは幸子団地に住むというふうにおっしゃっているんですよ、すばらしいでしょうと。すばらしいですねと僕もお話をしたことも覚えています。本当に安心もしました。たくさんの方から政党の色を懸念する声もございましたが、この方ならそんなことも払拭し、他の園とも切磋琢磨をし、協力してやってくれるんだろうと思いました。その後、そういう意味で退任の御挨拶に来られた際には、辞めないでください、何で辞められるんですかというふうに再三にわたっての問いに、涙ながらに辞任に対してのいろんな事情、思いを話されておられたと聞いております。非常に残念です。

ともあれ、町民の税金は町民のために使われるべきものです。子どもたちの施設は子どもたちのために運営されるべきものです。そして議会と行政は、町民に対して常に説明できる状態であればなりません。私は町として必要な資料整理、県との協議、第三者的な検証の在り方を含め、透明性を高めるための対応が必要だと強く感じております。町として町民の前に丁寧に事実を整理し、改善すべき点があれば改善することこそが吉富町の行政と議会の健全な進むべき道であると考えております。

それまで非常に私も親しくさせてもらっていたんですけども、認可後いろいろありました際から、非常に私のほうに対していろいろ苦言も呈されているのは皆さんも御承知のとおりだと思います。ましてや、この認可の際に対して、町に対しての感謝の言葉も一度も聞いたこともございません。

以上です。

○議長（山本 定生君） 暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時16分休憩

午後1時15分再開

○議長（山本 定生君） 再開します。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 質問に入る前に一言おわび申し上げます。通告時に質問3のアンケート集約の結果の数を間違って記載しておりました。御指摘を受け訂正した次第です。御指摘ありがとうございました。御迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。

それでは質問に入らせていただきます。

まず1点目は、成年後見に関する支援についてです。

認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分な方に代わって財産の管理、契約などを援助する本制度は、本人の権利と生活を守るために必要な制度だと認識しています。成年後見人は、家庭裁判所が適任者を選任しますが、様々な事情で第三者の専門家が選任された場合、本人の財産から一定の報酬を支払う必要があります。また、申立てに係る初期費用も必要です。

まず1点目ですけれども、成年後見人制度における経済的弱者に対する本町の支援の状況についての報告をまず求めます。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 改めて、質問の成年後見制度ですが、判断能力が不十分な人の権利を守る重要な仕組みです。この成年後見制度にあつては、町が関与する部分としては、答弁の中にも用意しておったんですが、平成24年4月に成年後見制度利用支援事業実施要綱施行、令和4年4月に成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱を整備しています。これは頼れる人がいない方の後見制度を利用して本人の様々な権利等を擁護といいますか、支援するための制度を活用した例ではありますが、町の後見制度の中で2件、町長申立てというのがあります。

1件目が、知的障がいと認知症を背景とするダブルケアによる親亡き後の継続型事案と、2件目は施設入所の認知症単身高齢者の事案でしたが、本人の死亡に伴い、清算終了している状況で

す。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） 今実際の支援の状況が報告されたかと思います。私が今回聞いたのは、こうやって町の申立てになれば町がその費用は町のお金で支払われると思うんですけど、様々な事情でそうではなかった場合、第三者の専門家が選任された場合に、経済的弱者の方は払えない。実際にそういった専門家の人で報酬をもらっていないというような人もいるかと聞いています。それで町はそこはしていませんよね。そこ確認です。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 町が関与しているものは、町長申立てによる弁護士の方がお一人、司法書士の方がお一人のそれぞれ１名ずつでの対応を取っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） 必要な制度を経済的な理由で活用できない該当する住民の方、それから選任された専門家が無報酬で仕事をしている現状もあると聞いております。調べてみたんですけど、近隣自治体では行橋市がこれを行っています。該当する市民に対して、報酬とか、それから申立て費用を補助する制度を持っています。要綱をつくっていました。住民福祉の観点から該当する住民が安心してこの制度を使えるためにも、また選任された専門家が当然の報酬を得ることができるためにも、先進に学んで補助するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 全体的な現状を踏まえての答弁とさせていただきます。

現状では、認知症等の対象者数に比べ、申立て件数が相対的に少ないとの分析、親族申立てに偏りがあり、市町村申立てや法人後見の活用が十分でない地域、専門職後見人や法人後見の担い手不足、中核機関や相談窓口の整備状況にも自治体格差があると指摘されています。

国は、本人の尊厳と自己決定を軸にした権利擁護支援の総合的な充実を図るために、現在、民法等の改正を行っているようです。認知症高齢者の増加を見据え、成年後見制度だけではなく、日常生活自立支援事業や見守りなどとの組合せも含めた支援体制づくりも課題と指摘しているところ です。

福岡県内の今年５月末時点での後見制度活用は１万９９０件ございます。このうち町の後見制度利用は１５件、先ほど申しましたが２件が町長申立て、１件目、２件目それぞれ状況に応じた対応を取らせていただいております。町の後見利用者１５件のうち１４件が、６５歳以上の認知

症に伴う法定後見であり、判断能力があるうちに将来の支援者と契約をする任意後見制度というのがあるんですが、これを利用する方は県内では112件、町にはその事例はございません。今回の民法等改正では、柔軟な選択が可能となり、相互の包括的な準備がよりスムーズに行えるものと期待しているところです。

先ほども少し触れましたが、平成24年4月に、町はそういった頼れる人がいない場合の支援するための実施要綱を策定し、施行しております。併せて令和4年4月に成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱というのでも整備しています。

また、少し行橋市のお話でしたが、福岡市社協では、家庭裁判所の選任に基づく法人として成年後見に就任をし、後見業務を行っているようです。

社会福祉協議会が法人後見を実施する意義として、若年層の知的障がい、それから精神障がい者へ対応できる長期継続性、日常生活自立支援事業と重層的権利擁護体制の実現、後見報酬が期待できない経済的困窮ケースへの対応、家族がいない人、もしくは親族から関係を拒否されている人への対応など、他の機関や組織、団体など社会資源との情報の共有や連携による支援ネットワークの構築、セーフティネットとして役割が担えるものと考えているところです。

町が実施する司法書士による法律相談など様々な相談事業の活用や、民生委員への相談など中核機関委託先の、町社協になるんですが、課題改善への対応につながるものだろうと考えます。

質問要旨は、町民等が申し立てる際の費用の補助ということですが、この先、本町でも制度活用が必要な方の増加も想定されることから、まずは、住民と地域資源と行政が一体となり、中核機関を中心とする制度の普及が先決であろうと考えます。

本人に身寄りがない場合や適当な成年後見人の候補者を発見ができない場合、法人後見というものが有効なものだろうと考えます。福祉関係の事業を行う法人もその人的・物的な体制を組織的に活用して財産管理や身上監護の事務を遂行することができるものと考えます。

法人後見は、公益性の観点からも重要であると考え、親族以外の第三者後見の担い手だけでなく、第三者後見の選択肢が複数あることも、個人の生き方という一様でない価値観に関わる支援活動であり、それを誰に担ってもらえるかを選べる環境をつくる体制整備が今後の行政側に求められる部分であろうと思います。そのためにも、まずは公益性の高い団体が中心となって活動をし、横のつながりをつくっていくことが地域にとって有益に作用すると考えられ、社会福祉法人にも利益相反行為とならない範囲での第三者後見制度への参画や援助を願いたいところです。

そもそも社会福祉法人の役割は、営利を目的とせず、社会福祉法に基づき高齢者、障がい者、子どもなど支援が必要な人に福祉サービスを提供し、地域のセーフティネットとして生活の質充実と地域福祉の推進を担うことだろうと思います。併せて、地域課題の把握、行政や住民と連携して持続的に福祉を支えることが地域共生社会の実現でも求められ、町内にもある社会福祉法人

には、ますます複雑化する社会課題解決への力添えというところも期待したいところです。

質問に対する見解ですが、後見制度が真に必要な方への申立て手続や費用支援の要綱等は既に整っておると考えています。制度の周知と地域福祉資源の参画など、体制づくりが重要であり、これから先の改正民法を踏まえた必要な対応というのが今後は必要だろうと考えています。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、私2の1をさっきしたつもりなんですね。2の2として質問します。先ほど1のときに町の申立てで2件あるとおっしゃったんですけど、これは費用は幾らかかっているのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 正確な数字は今把握していないんですけど、2万2,000円の消費税が1件と、1万8,000円の月額が1件だと記憶しています。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 数万円ですよ、実績として、1年間の2件ということは2件で数万円ということだったと思います。先ほどの課長の答弁は、現在様々に町としてそういう該当者に対する成年後見に対する支援がこういうふうになされているということ、それから状況を踏まえてこういったことが課題だということ、そして今はこういうことをしたいということだったと思うんですね。それはそれとして、きちんと前向きに受け止めたいと思います。今聞きますと数万円ですよ。吉富町って人口も少ないし、そんなに大変なお金はかからないと思うんです。そこを今やっていращやる支援を一步進めて、先ほど言いましたように、経済的弱者に行橋市のような要綱をつくって支援をするということは本町はできることだし、一人も取り残さないという観点から必要なことだというふうに思います。もう一回答弁をお願いします。

○議長（山本 定生君） すみません、もう3回終わっていますけど、よろしいですか。

○議員（8番 岸本加代子君） いや終わっていない。

○議長（山本 定生君） 1番を言っているんですよ、今。どの質問を言っているんですかね。

多分自分の質問書の中のことだと思うんですね。岸本議員。いいですか。福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 解釈が違ったら悪いので、改めて、月額が2万2,000円の消費税と月額が1万8,000円です。数万円でできるものではないというところをまずは御理解いただきたいと思います。

併せて国が、少し触れたんですが、認知症高齢者と後見とのバランスといいますか、それがあまり取れていないというところが背景にあるようです。これは後見制度が利用しにくいというところ

ころがその背景にあるんだろうと。今回の民法改正では、現在、後見と補助と保佐という3つの支援体制なんですが、補助に一本化されるというところもなされているようです。ただし、補助だけではなかなか十分ではないので、いわゆる介護的な視点での日常生活支援であったりとか、見守りであったりとか、そういった地域でできるものについては地域で行えるような体制もまた整えられるものと認識しています。であるから改正民法に踏まえた柔軟な対応というのが、これから検討すべきところだろうと思います。ただし、まずは選ばれる後見人が複数あったほうが住民にとってもよい方向だろうと考えています。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員、2番に移ってください。

○議員（8番 岸本加代子君） 分かりました。じゃあ2番に行きます。

子育て支援の一環として高校生までの国保税均等割を無償化することについてお尋ねいたします。

国保税は所得割、平等割、均等割で構成されており、このうち均等割は世帯の人数によるものであり、協会けんぽにはなく、前近代的な人頭税の性質を持つものと言えるとともに、少子化の中で子育て支援に逆行するものとの指摘がなされてきました。こうした中、国は現在、未就学児の均等割の2分の1を助成しています。本町では独自に中学校卒業までの子どもの均等割を2分の1として徴収しています。令和8年度から国は高校卒業までの子どもの均等割の2分の1を補助する方針と聞いています。町独自に残りの2分の1を補助とした場合、経費は幾らかかるでしょうか。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（奥本 恭子君） 全額無償とした場合の試算としまして、令和8年4月1日現在で、国民健康保険制度に加入をしております未就学児から高校生までの人数を把握し、令和7年度の課税情報を基に令和8年度の税率で計算をしました内容をお答えいたします。

人数としましては122人、うち未就学児が35人、小中学生が64人、高校生が23人です。均等割額につきましては、通常は1人当たり3万7,000円ですので、単純計算をいたしますと、高校生までの122人分で451万4,000円となります。この金額に法定軽減措置であります所得階層別の軽減を反映いたしますと約270万円となりますので、今回の御質問であります全額無償とした場合、町が負担することになる保険料の金額は、この半分の額、約135万円程度となる見込みとなっております。

この減税の額に加え、町独自の軽減措置を行う場合、国保税システムも独自の改修が必要となってまいります。システム会社にも確認をいたしましたが、システムの標準化後であり、基本的には独自改修であるカスタマイズは難しく、具体的な金額の提示ができる段階ではないとの回答

でしたが、改修費が発生することは明確であります。

そのほか独自軽減措置を行った場合に、事業報告等におけるシステム外での手計算などが発生するため、職員の業務量の増加に伴う人件費なども経費として見込まれるところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） 現在も独自減免がなされています。それは中学校卒業までの均等割の２分の１ですけれども、これは幾らでしょうか。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（奥本 恭子君） 現在行っております町独自の軽減措置であります小中学生世代の均等割額の２分の１の軽減で、国保会計が負担しております金額は、令和７年度実績では約４７万円、７年度の課税情報を基に８年度の税率で試算をした場合は約６５万円程度となっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） 私の通告では、次が２、３となっているんですけれども、課長とも打合せしているんですが、２、３一緒にしたいと思います。

以前は、先ほど言われた６５万円に相当する減免分については、一般会計からの繰入れによってなされていました。ところが現在は、国保会計の中でやりくりしているということです。つまり子どものいない世帯は、そのために僅かであっても負担が増えていることになります。これでは高過ぎる国保税を少しでも下げてほしいという住民の願いに応えていません。決算のときの答弁では、県からの指摘というような感じで言われたんですけど、一般会計からどうしてこの繰入れができないのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） それでは、２と３の部分は国保の特別会計に関するところなので、私が一括でお答えします。

国民健康保険制度を取り巻く現状について、国それから県の方針を踏まえてお答えします。

随分前になるんですが、厚生労働省保険局国民健康保険課長による平成３０年１月２９日付の通知、国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等については、国民健康保険財政を安定的に運営していくためには、必要な支出を保険料や国庫支出金等により賄うことによる財政収支の均衡が重要であるとし、市町村において削減・解消すべき赤字を決算補填等目的の法定外一般会計繰入金及び繰上充用金の新規増加分と示し、法定外の一般会計繰入金のうち保険者の政策によるものや、過年度の赤字によるものに該当するものを決算補填等目的欄に計上する金額として示され、市町村には都道府県と協議を行った上で計画的に赤字の削減・解消を図るための基本

方針、目標設定、取組等について赤字削減・解消の計画を定めることとして指摘をしております。

現在、福岡県国保運営方針というのが6年に一回でしたか、見直されております。この中で国保運営方針では、県内保険水準の完全統一に当たり、市町村が実施する保険事業や保険料減免等の個別歳出を県全体で相互扶助とするところであるが、議論では各市町村のサービス水準に差異がある中で単に相互扶助すると市町村間の負担とサービスの公平性が保たれない課題が別に生じるため、市町村の体制や考え方の違いを考慮しながら、地域課題に応じた事業実施をどこまで弾力的に認めるかという視点も重要としながら、保険制度の原理的な公平性を確保するために保険事業や保険料の減免等サービスを標準化する必要があるとしています。先ほど少し触れられておりましたが、令和4年度の国保に関する地方税法改正で、6歳に達する日以後最初の3月31日以前の被保険者、つまり未就学児を対象に均等割額を2分の1減額する改正があり、それに加えて、町独自に15歳に達する日以後の最初の3月31日以前である、いわゆる中学生、中学校修了まで対象年齢を広げ、子育て世代をより幅広く支援するため、町条例の一部を独自に改正をし、軽減相当額を一般会計繰入金として運用していましたが、国が示す赤字削減・解消計画の策定との関係や、県の国保運営方針を踏まえた県との協議により、令和6年度以降は一般会計からの法定繰入金を廃止した経緯は、先ほど少し触れられておりましたが、周知の事実であるものとして、この場で改めて認識を共有したいと思います。

国民健康保険については、平成30年以降、様々な見直しが行われ、依然として加入する年齢構成が高く、医療水準が高いものの所得水準が低く、財政運営が不安定な課題を残す中、質問の要旨にもありますように、国は子育て支援の一環として高校生年代までの均等割2分の1拡充を令和9年4月から施行する予定であります。町では独自に基金を活用した加入被保険者の税負担の軽減にも取り組んでまいりましたが、基金残額が2,600万円で、今後の国保財政運営を考えると、この場でよく耳にする表現を拝借するなら、国や県に準ずるところは大方の共通感覚として捉えるべきであろうと実感しているところです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと私と認識が違うのかなと今思ったんですけど、この子どもたちの均等割の減免というのは、私は先ほど言われた決算補填等目的以外のものというふうに理解しているんですけども、もしそうならば、これは法定外繰入れ、一般会計からの繰入れは認められるというふうに私の資料ではなっているんですね。併せて2015年の国会答弁の中で、一般会計からの繰入れをどうするかということにつきましては、それぞれの自治体で御判断をいただく。これを制度によって禁止するというふうなことは考えていないという答弁もありますし、実際にそういった減免を一般会計からの繰入れで補填してやっている自治体はあるかと思うんで

すね。だから私は一般会計からの繰入れはするべきだと思うんです。でも時間がないので最後なんですけど、ですからまとめて言えば、来年度の高校生までの均等割を全無償化するのに、先ほどの額というのは一般会計から繰り入れれば十分可能な額なので一般会計からの繰入れによってやってほしい、やるべきではないかということを思います。それに対して、すみません、時間がないので端的にお答え願います。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 県は保険税の均衡、統一化というところを主な主題としています。保険税の統一というところは、いわゆる県が示す町の国保財政を運営するのに必要な保険税、保険額、保険率を示しているわけですが、政策的に町は加入保険者の所得が低いということで、保険税、保険率を下げた運用しているところです。それを補うために一般会計から繰入れしている、この繰入れ自体が赤字補填の繰入れと県は認識しているようなので、令和6年度をもってそれを廃止しているということです。であるからこそ、今からそういった制度をさらに運用するというのは考えにくいということです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この問題また、ちょっと不消化なので、議論したいと思います。

3番目です。ハラスメントと職場環境に関するアンケート調査の結果について、質問いたします。

昨年2月、ハラスメントについての第三者委員会の調査報告がなされ、その結果、職場環境改善委員会による幾つかの具体的方針が出されました。今年1月末から2月にかけてなされた職員アンケートはその一つだったと認識しています。入手したアンケートの結果から様々なことを考えさせられました。今回はその一つ、この1年以内に、つまり第三者委員会の報告がなされた後に「特別職からのハラスメントを受けた」という回答が12件、うち管理職が5件、管理職以外が7件あったということに関してお尋ねいたします。

先ほどの同僚議員の質問にもあったんですけれども、職場環境改善策では、町長室では一般職員に管理職が同席するということが言われていたと思うんですね。先ほどの町長の答弁でもこのことが触れられて、今後それを徹底するというふうに言われたと思うんですね。未来に向けての言葉だったので、この1年間はどうかだったのかということと、あとどんな場合でどの程度そういったことがあるのかということをお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（岩井 保子君） 外部有識者を交えた職場環境改善委員会での議論を踏まえ、昨年11月に職場環境改善策が策定され、その中の改善策の一つとして、御質問にあります、

業務の関係で町長室に管理職以外の職員を呼ぶ際は原則として副町長または管理職を同席させることが挙げられております。このことにつきましては、管理職会議において、人事担当課長から内容の説明がなされ、全ての管理職が共通の認識を持ち実践している状況でございます。

今年4月より、町長秘書を担当しております未来まちづくり課長として、それぞれの課が町長との協議や報告を行う際に町長室に入室する職員を確認してまいりましたが、管理職以外の職員のみで町長室に入室するケースはほとんど見受けられないと認識しております。基本的には改善策が着実に運用されていると考えておりますが、一方で、担当課長が業務の都合上、不在にしている場合や急を要する対応が必要となる場合など、やむを得ず管理職以外の職員が対応せざるを得ない状況が発生することもございます。そのような場合の対応としまして、副町長や町長秘書の担当課で町長室に近い未来まちづくり課長の私や主幹が、十分注意を払い、状況に応じた対応を行うように努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 分かりました。今回の調査は無記名、しかもネットでの回答になっています。信憑性が疑われるかもしれませんが、同時に、特定できないという安心の下、事実を回答したということも十分に考えられます。そのことも踏まえた上で、しかも特別職というのは何も町長に限ったことではないし、いろんなことを考えた上で今回の回答結果に対する執行部としての見解を求めます。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 先ほど町長からも一定の見解については示されたことかと思いますが、人事としての思いも踏まえて、補足的に回答させていただければというふうに思います。

今回のアンケートにおきまして、この1年以内に「ハラスメントを受けたと感じた」と回答した職員が一定数いたという事実につきましては、重く受け止めなければならないと感じているところでございます。

そのため、今回のアンケート結果を取りまとめた後、副町長に報告を行い、結果の取扱いについて協議をした結果、アンケートに込められた職員の思いを町長にも認識・共有をしていただくべきと判断をし、記入者の特定につながらないよう個人個人の回答内容は分からない形で結果の概要のみを町長まで決裁をしたところでございます。

その上で、アンケート結果において、上司や同僚のほか、特別職からも一定数のハラスメントを受けたと感じた、見聞きをしたという声があったことを受けまして、職員との接し方につきましては、先ほどありました職場環境改善策において示したルールに沿って対応していただき、適

正な関係性を築いていただくように再度町長にも要請をしたところでございます。

一方で、あくまで無記名の調査であることに加え、本人の主観による回答であることにも留意をする必要がございます。ほとんどの回答につきましては、特定の個人や行為、時期などは確認ができませんし、自由記述欄に記入をされている内容を見ましても、その記載だけでは客観的に見て明確にハラスメントに該当する事実があると判断できるものはございませんでした。職員の思いとしましては真摯に受け止めますが、このアンケート結果をもって断定的に現状を判断することなく、冷静に受け止めるべきとも感じております。何よりも重要なことは、結果に示された職員の思いを真摯に受け止め、ハラスメントをしないことはもちろん、ハラスメントではないにしても職員が不適切であると感じていることや働きづらいついて感じている要因を職場からなくしていくこと、そのためにこのアンケート結果を活用して、人事として適切に対応していくことであろうと考えております。

職員が安心して業務に取り組み、自身の能力を存分に発揮できる職場環境を整えることができるように、引き続き尽力してまいります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 午前中の町長の答弁にもありましたし、今の課長の答弁で、ぜひこれからやっていってほしいなと思います。特に私が集計結果を見て思ったのは、相談窓口の活用があまりないので、相談窓口が本当に窓口として活用できるような取組が何らかあったらいいかなと思います。

以上です。

最後の質問に行きます。多世代交流型複合施設「まちのリビング」についてお尋ねいたします。

今朝の新聞によりますと、アメリカ、イランの双方が戦闘終結について合意がなされ、その合意の中にホルムズ海峡の開放も含まれるとのことで一安心というところです。専門家は、品不足はこれから徐々によくなっていくだろうが、資材高騰については元に戻ることは考えにくく、高止まりとなるのではとの見解を示しています。さきの3月議会で、この経費について、工事費をはじめ、私聞いたんですね。そのときの執行部の答弁は、「物価高騰については当然基本設計を踏まえた実施設計を通して時代に合った対応がなされるでしょうし、高騰のその時期というか、タイミングを逸することなくそういった発注等も展開していきたい、今言えるのはそういったところです」と答えておられます。この3か月の間に状況は随分進行しております。経費の問題についての現在の見解について、まずお聞かせください。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（岩井 保子君） 多世代交流型複合施設の整備事業に関しましては、町の

将来を見据えた重要な事業として位置づけており、計画段階において複数年度をまたいだ詳細なスケジュールを組み、御承知のとおり、令和4年度には基本構想、令和6年度には基本計画、令和7年度には基本設計と段階的に事業を進め、この間、広聴会やミライ会議といった機会を通じて住民の皆様の御意見を広く聞き、大きな反対意見が寄せられていないことから、本事業が町民の御賛同を一定程度得ているものと認識しております。

議員がおっしゃる昨今の国際情勢による資材不足、資材高騰が与える影響につきましては、多世代交流型複合施設に限らず、重要かつ喫緊の課題であると町としても当然認識しております。一旦中止して様々な状況を判断すべきではないかという御意見をいただいておりますが、ここまでの計画策定における検討費用や各種準備には既に公費が投入されており、計画途中で事業を中断することは国費の返還等を求められる可能性も含め、財政上の多大な損失を招くおそれがあること、さらに物価上昇の長期化や不安定な国際情勢を考慮しますと、事業の進捗が遅れば遅れるほど建設費の上昇リスクが高まることが懸念されます。

加えて、何度も御説明させていただいておりますが、この事業には国から地域未来交付金として10億円の交付が決定されており、最長5年以内に事業を完了するという条件が大前提であり、その期限を考慮しつつ、事業を進めていく必要がございます。

また、別の視点から見ますと、多世代交流型複合施設整備への活用を希望するふさと納税が多数寄せられており、この事業が寄附していただいた皆様から高く評価され、意義あるものとして捉えられている結果だと受け止めております。

岸本議員が、学童施設建設の際に寄附金が投入されていることを常々言及されておりますが、町といたしましても、多世代交流型複合施設整備に対して頂いた寄附者の思いを深く尊重したいと考えております。

さらに、地域の活力を維持し、若い世代をはじめとする定住人口の維持と減少の緩和を図るため、町はいち早くこどもまんなか応援サポーター宣言を行い、子育て世代を支援する施策を積極的に展開しており、昨年の国勢調査において、将来の人口維持に必要な出生数の指標となる合計特殊出生率が県内の60市町村中、上位3位となり、これまで行ってきた数々の施策が実を結んだ結果であると喜ばしく感じているところでございます。

多世代交流型複合施設が完成した際には、この施設が中心となり、子どもから高齢者まであらゆる世代の皆様が町内外から訪れ、交流を結び、地域のにぎわいづくりを牽引する場となることを大いに期待しているところでございます。

るる申し上げてまいりましたが、こうした背景や状況を踏まえつつ、国際的な経済情勢による資材不足や価格高騰などの課題への対応としまして、発注方式の工夫やコスト管理を徹底しながら、令和10年度のオープンに向けて計画を着実に進めることが本町にとって最良の選択である

と考えております。

なお、先ほど申し上げました発注方式の工夫についてでございますが、3月議会における予算決算委員会において、資材不足や価格高騰による入札の不調を避けるため、設計・施工一括発注方式、いわゆるデザインビルド方式の導入について、山本議長から検討してみてもどうかという御提案をいただいたことをきっかけに、現在最適な発注方法を模索しており、デザインビルドによる一括発注方式は、最大の課題でありますコスト抑制の面において非常に有益な手段として注目をしているところでございます。

そこで、品質、コスト、工期の最適化・効率化を図るため、地方公共団体金融機構と総務省が共同で行っております無償の地方支援アドバイザー派遣制度を活用し、発注者の立場で建設プロジェクト全体を、計画から施工・管理まで、専門的な知見でサポートするコンストラクションマネジャーの資格をお持ちのアドバイザーを派遣していただき、その方から専門性の高い助言と支援を受けながら慎重に検討を進めております。

現在のように、建築価格が急騰している状況下において、学童施設を残して有効活用する場合のメリット・デメリット等をランニングコストも含めたところで様々な視点や角度から協議し、再検証も行っていく予定としております。

岸本議員には、大型公共事業を優先する前に、町民の暮らし、福祉を支えることが重要ではないかとの御心配をいただいておりますが、花畑町長が就任して2期目の任期が最終年度を迎えており、この間、町営別府団地建設に係る起債の償還が始まり財政状況が厳しい中でも、節約を重ねながらもふるさと納税、中でも企業版ふるさと納税に対し積極的に取り組むとともに、国県との連携を強化して財源を確保するなど徹底した財政の健全化を図ってまいりました。その結果として、公共施設等整備基金を新設し、計画的な投資を進める形として基盤を整えることができたと考えております。

先日の予算決算委員会でも、総務財政課長からお答えさせていただきましたが、令和7年度末の町債の残高は、最も多かった令和3年度末と比較して約6億円も減少しております。反対に、基金の残高は、近年最も少なかった令和元年度末と比べますと約6億円以上増加しておりますので、トータル12億円以上の財政状況の改善が図られました。さらには住民の安心安全な暮らしを守るための福祉施策は、歩みを止めることなく進めており、そのことは岸本議員にも御理解をいただいていると承知しております。

多世代交流型複合施設の事業費につきましては、将来の財政運営に支障が出ないように、今までも財政部局と十分な協議を行い、進めてまいりました。今後も住民の皆様の笑顔を何よりも大切にする方針の下、福祉施策と財政運営の両面をしっかりと見据えてまいりますので、御心配には及ばないと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8 番 岸本加代子君） 経費の問題について聞いたんですけども、これは後になればなるほど高くなるかもしれないということ、それから様々な工夫をしながらやっていけば財源的には大丈夫だという答弁だったかと思います。これ私も意外な部分もあったんですけど、住民の中にはまちのリビング建設について、「これ何のこと」といった声もあれば、「すぐそばにフォーユー会館があるのに同じようなのは要らないんじゃない」とか、「あいあいセンターはどうするの」などの声が聞かれております。こういうのというのは、先ほど課長が言われた一定の賛同を得ているということにつながっていく。住民の中にはそういう方たちもおられるということなのかなというふうに、一定というのはそういうことなのかなというふうに思いました。実際に私もこういう声を聞いております。

さらにはこういう声もあります。「体育館をやり替えて空調設備を導入し、災害に備えてほしい」とか、「私たちの毎日の暮らしを重視してほしい」という声もありました。今の課長の答弁を聞きますと、財政的に大丈夫だし、期待もあるし、様々なことの中から、これは解体予定とされている学童クラブ室棟の活用については検討すると。だけれどもまちのリビングは予定どおり、いろいろあるけれどもやっていくということによろしいでしょうか。よろしかったらよろしいと言ってください。時間がないので。すみません。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（岩井 保子君） 岸本議員がおっしゃるとおり、やっていくということで進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8 番 岸本加代子君） まとめます。現在、人々の暮らしは本当に大変です。ほとんどの食材、日用品、生活に必要なものが値上がりしています。まちのリビングは不必要とは言いません。期待している方もいらっしゃると思います。しかし、まとめて言えば、国際情勢を含めた現状の中で、一度決めたからといって強引に進めるのではなくて、状況に即して私は見直すべきではないかと思います。その際、声を大にして言いたいのは、人々の日々の暮らしを大事にする視点が必要ではないかと思います。7月からのごみ袋の値上げがなされるということです。1年間に160万円くらいの値上げとなるということです。この額を町が補填すれば値上げは必要ありません。こういう細やかな日々の皆さんの暮らしを応援するということの視点を忘れないで、忘れないでというか、そこを大事にしながら、私は、まちのリビングの建設計画、これまでずっと申し上げてきました。基本計画からの変更とかがありましたので、町の建設計画の見直しを強く

求めて、質問を終わります。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） 今、人々の生活を大切にしているというふうにおっしゃいました。私が就任して以来、そこは一番に大切にしていると思っております。それはもうしっかりと自負をしております。

それと細やかなサービス、これに対しましても、今までになく細やかなサービスに徹底して日々を送ってきていると思うんですけども、岸本議員のほうにはそういうふう映っていないのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 反問権使いますか。（発言する者あり）まだ質問2問目なんで、3問目としてされますか。いや今のが3問目という形での話にしますか。最後締めたらどうですか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 花畑町政になってから様々なたくさんのいいことをいっぱい知っています。私、一番最初に思い出すのは、町長が就任されて最初の頃に、エアコンがない生活保護者の家庭で、最初に生活保護を受けるときにエアコンがない家庭には福祉事務所のほうから、たしか5万か6万かのお金が設定されるんですね。ところが受けている途中でエアコンって故障しますよね。故障したり老朽化しますよね。そうなった場合にそれを福祉事務所のほうは、福祉のほうは補填しない、それがずっと通っていました。私それを、多分町長が就任されて最初の6月議会だったと思います。それを言ったら、当時の課長さんがしますっておっしゃったんです。とても感動しました。それはその当時、全国で10自治体ぐらいだったと思います。そのことを今ちょっと一つ言いましたけれども、町長が頑張っておられることはよく認めております。今この状況の中でもっともっとそれを人々の暮らしに対して支援をしてほしいという思いで質問しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） これにて一般質問を終わります。

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後2時05分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年 6月16日

議 長

署名議員

署名議員